

第 107 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和6年5月23日(木) 13:15~16:15

場所 トーサイクラシックホール岩手

(岩手県民会館) 4階 第2会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) (仮称) 小軽米風力発電事業 環境影響評価方法書について (資料No.1-1~1-4)

(2) (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業 環境影響評価方法書について (資料No.2-1~2-4)

3 その他

環境影響評価手続の実施状況等について (報告) (資料No.3)

4 閉会

【配付資料】

No.1-1 : (仮称) 小軽米風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

No.1-2 : (仮称) 小軽米風力発電事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見

No.1-2 : (仮称) 小軽米風力発電事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見 久慈市長意見資料

No.1-3 : (仮称) 小軽米風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

No.1-4 : (仮称) 小軽米形風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見

No.2-1 : (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続状況

No.2-2 : (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見

No.2-3 : (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書についての意見の概要

No.2-4 : (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書についての委員等事前質問・意見

No.2-4 : (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書についての委員等事前質問・意見資料【非公開】

No.3 : 環境影響評価手続の実施状況等について【一部非公開】

第107回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	○
伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科 准教授	○
大河原 正文	岩手大学理工学部 教授	○
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科 教授	○※
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	○※
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	○※
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部 講師	○※
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 課長補佐	○
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 教授	○※
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	○※
前田 琢	岩手県環境保健研究センター 上席専門研究員	○
三宅 諭	三重大学大学院工学研究科 教授	○※

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
高橋 雅雄	岩手県立博物館 専門学芸調査員	×

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境担当技監心得 兼 環境保全課 総括課長	
竹原 明	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 真吾	環境保全課 主任主査	
佐々木 麻里	環境保全課 主事	
阿部 杏祐	環境保全課 主事	
昆野 里菜	環境保全課 主事	
村上 大貴	環境保全課 技師	
菊池 一馬	資源循環推進課 主任	
三上 茜	自然保護課 主査	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
千葉 賀子	都市計画課 主任	
山崎 凌	建築住宅課 技師	
小原 穰	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主任主査(オブザーバー)	

【議事(1)事業者及び環境影響評価の受託者】

氏名	職名	備考
青井 貴裕	HSE株式会社 事業開発第二部 部長	
斉藤 彰	HSE株式会社 事業開発第二部 主任	
寺西 勝則	HSE株式会社 事業開発第二部 主任	
中村 佳亮	HSE株式会社 事業開発第二部 主任	
工藤 佑希也	株式会社日立パワーソリューションズ 風力事業開発部 事業開発グループ	
齊藤 凌	株式会社日立パワーソリューションズ 風力事業開発部 事業開発グループ	
徳永 尚起	株式会社建設環境研究所 札幌支店	
森田 正之	株式会社建設環境研究所 地域環境部	
笠原 暢	株式会社建設環境研究所 地域環境部	

【議事(2)事業者及び環境影響評価の受託者】

氏名	職名	備考
菊池 与志和	盛岡広域環境組合 参事兼総務課長	
藤原 司	盛岡広域環境組合 施設課 課長	
中嶋 亮	盛岡広域環境組合 施設課 副主幹	
中村 晴光	盛岡広域環境組合 施設課 主査	
小笠原 健介	盛岡広域環境組合 施設課 主査	
佐藤 武史	盛岡広域環境組合 施設課 主査	
及川 忠	盛岡広域環境組合 施設課 主任	
村山 拓也	八千代エンジニアリング(株) 大阪支店 環境部 副部長	委託コンサル
山内 可奈子	八千代エンジニアリング(株) 国内事業部 事業統括本部 環境計画部 専門課長	〃
小野 寺一剛	八千代エンジニアリング(株) 国内事業部 事業統括本部 環境計画部 コンサルタント	〃
高橋 英作	八千代エンジニアリング(株) 国内事業部 事業統括本部 環境計画部 アソシエイト	〃

第 107 回岩手県環境影響評価技術審査会 タイムテーブル

日時 令和 6 年 5 月 23 日 (木) 13 : 15 ~ 16 : 15

場所 トーサイクラシックホール岩手

(岩手県民会館) 4 階 第 2 会議室

時間	内容
13 : 15	開会
13 : 25 ~ 14 : 25 (60 分)	議事(1) (仮称) 小軽米風力発電事業 環境影響評価方法書について
14 : 25 ~ 14 : 35 (10 分)	休憩
14 : 35 ~ 15 : 35 (60 分)	議事(2) (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業 環境影響評価方法書について
15 : 35 ~ 16 : 05 (30 分)	その他
16 : 15	閉会

(仮称)小軽米風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)小軽米風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 90,000kW	
事業の実施区域(予定地)	軽米町、洋野町、久慈市	
事業者の名称	HSE 株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和4年11月29日付け
	縦覧期間	令和4年11月30日～令和5年1月4日
	住民等の意見書の提出期間	令和4年11月30日～令和5年1月4日
	技術審査会の審査	令和5年1月27日
	知事意見の送付	令和5年2月27日
方法書	提出	令和6年2月7日付け
	縦覧期間	令和6年2月8日～令和6年3月8日
	住民等の意見書の提出期間	令和6年2月8日～令和6年3月22日
	説明会	令和6年2月16日及び17日(軽米町)、17日(久慈市)、18日(洋野町)
	意見の概要書の提出	令和6年4月8日 意見:2件(2通)
	技術審査会の審査	令和6年5月23日
	知事意見の送付	令和6年 月 日 (送付期限:令和6年7月5日)

「(仮称) 風力発電事業環境影響評価方法書」に対する軽米町長意見

軽米町では「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」を策定しております。

本件は合計 1,000kW 以上の風力発電設備と想定されるため、計画の対象となる設備であり、軽米町再生可能エネルギー推進協議会への加入手続きを取っていただき、開発を促進する区域の指定を受けていただくよう要請します。

「(仮称) 風力発電事業環境影響評価方法書」に対する洋野町長意見

ひろのまきば天文台より提言のあった、工事に伴う排気ガスの影審や星の見え方に関する自然環境への影響等に十分に配慮して、事業推進を図られるようお願いします。

「(仮称) 風力発電事業環境影響評価方法書」に対する久慈市長意見

【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法等の見直しを行うなど、適正に対応すること。

【個別的事項】

(1) 防災

対象事業実施区域に設定されたエリア内における土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害警戒区域を確認し、事業実施すること。

また、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域についても確認すること。

(2) 土地利用

ア 国土利用計画法に基づき、市街化区域であれば 2,000 m²以上、市街化区域を除く都市計画区域であれば 5,000 m²以上、都市計画区域外であれば 10,000 m²以上の土地取引を行う場合には、同法に定める届出を実施すること。

イ 農業振興地域の区域及び農地の有無を確認のうえ、区域または農地に該当する場合は必要な変更手続き等を行うこと。

ウ 一部、森林法に基づく計画区域に該当するため、伐採等を行う場合には、必要な手続きを行うこと。

(3) 電波障害

風力発電施設の建設に伴い、テレビ及びラジオの放送受信環境に影響が発生するおそれが懸念されるため、建設場所の近隣にあるテレビ共聴組合が建設した受信施設への影響の有無やラジオの受信環境について留意すること。

<参考資料>

① 「風車による受信障害例と救済方法」(総務省東北総合通信局)【資料1】

② 「風力発電による放送受信への影響防止についてのご協力をお願い」

(総務省東北総合通信局 HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/bc-huryoku.html>)

(4) 水質

対象事業実施区域拡幅する可能性のある道路下流側に戸呂町地区の水源があるため、施工の際及び施設完成後においては水質に影響が及ばぬよう留意すること。

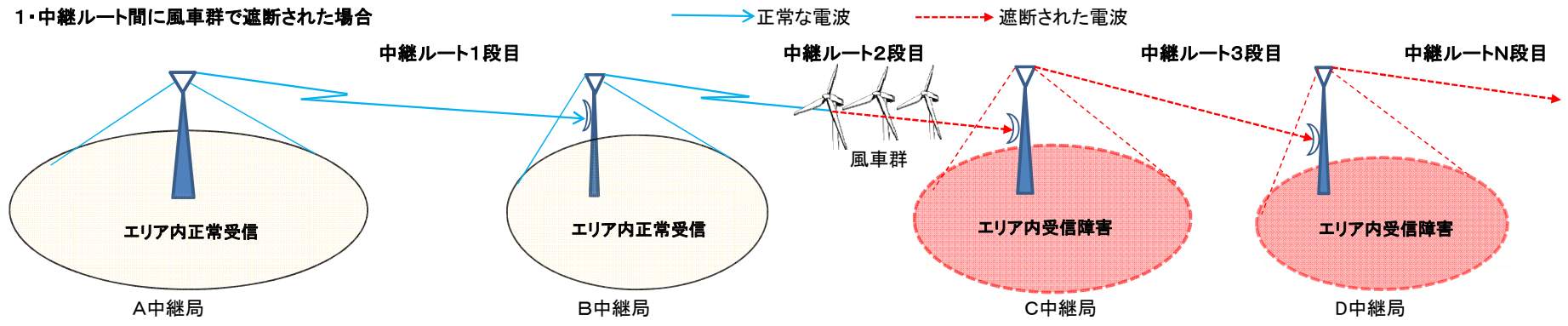
(5) 騒音・振動

対象事業実施区域は当市における騒音及び振動の規制地域に含まれていないが、事業実施(建設工事を含む。)に伴う騒音及び振動については極力低減するよう配慮すること。

また、「調査、予測及び評価の手法」については、測定数値のみならず、近隣の生活環境及び家畜や生態系への影響も考慮するなど、多角的なものとなるよう留意すること。

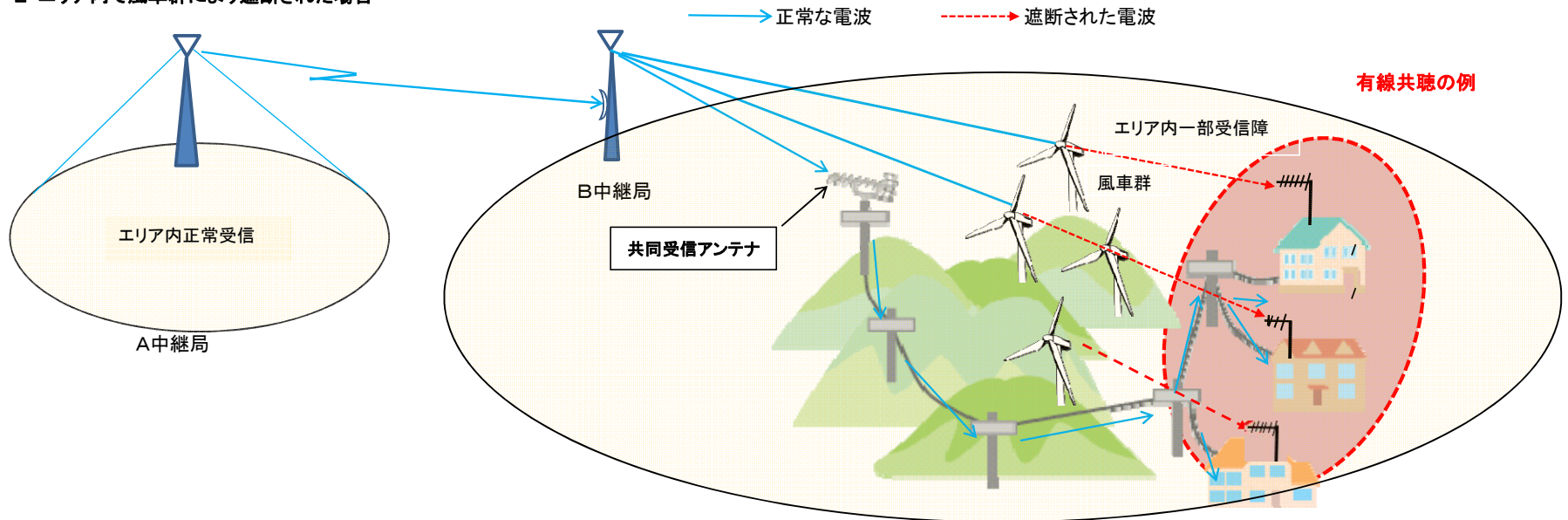
風車による受信障害例と救済方法

1・中継ルート間に風車群で遮断された場合



中継ルート2段目に位置する風車群の影響により、C中継局の受信電波が遮断された場合、この中継局の放送エリアで受信障害が発生する
 また、C中継局以後の中継局のエリアでも受信障害が発生する
回避方法：風車建設の詳細な事前検討を実施し、中継ルート間で遮蔽しない位置に風車を建設する

2・エリア内で風車群により遮断された場合



- 対策手法 : 1 有線共聴(風車の遮蔽とならない位置に共同受信アンテナを設置し、障害を受けている家庭をケーブルで接続し救済する。)
 : 2 無線共聴(風車の遮蔽を受けない場所で受信し、再送信する方法により救済する。)

(仮称) 小軽米風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和6年4月

H S E 株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧の方法	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年2月8日(木)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和6年2月8日(木)付で、下記日刊紙に公告を掲載した。

- ・岩手日報社の全県版(朝刊)

② 地方公共団体の広報、情報誌によるお知らせ

下記広報、情報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報かるまいお知らせ版(令和6年1月31日発行)
- ・広報ひろの(令和6年2月1日発行)
- ・広報くじ(令和6年2月1日発行)

③ インターネットによるお知らせ

関係地方公共団体及び事業者のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・岩手県ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/jokyo/1005998/1060602.html>

- ・軽米町ホームページ

<https://www.town.karumai.iwate.jp/article/gyosei/oshirase/oshirase-saiene/entry-basename-8.html>

- ・洋野町ホームページ

<https://www.town.hirono.iwate.jp/doc/2024020800011/>

- ・久慈市ホームページ

<https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/kankyokanren/202206211700.html>

- ・HSE株式会社ホームページ

<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

(3) 縦覧の方法

関係地方公共団体の庁舎等の7カ所で縦覧した。また、インターネットの利用により、電子縦覧を行った。

① 地方公共団体の庁舎等

- ・岩手県県北広域振興局県民ホール（岩手県久慈市八日町1-1）
- ・軽米町役場町民ホール（岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85）
- ・軽米町役場小軽米出張所（岩手県九戸郡軽米町大字小軽米12-63-1）
- ・洋野町役場種市庁舎（岩手県九戸郡洋野町種市23-27）
- ・洋野町役場大野庁舎（岩手県九戸郡洋野町大野8-47-2）
- ・久慈市役所本庁舎生活環境課（岩手県久慈市川崎町1-1）
- ・久慈市山形総合支所（岩手県久慈市山形町川井第8地割30-1）

② インターネットの利用による縦覧

- ・HSE株式会社ホームページ
<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和6年2月8日（木）から令和6年3月8日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各施設の開庁、開館時間内
- ・電子縦覧：令和6年2月8日（木）から令和6年3月8日（金）まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は3名であった。

（内訳）岩手県県北広域振興局県民ホール	0名
軽米町役場町民ホール	2名
軽米町役場小軽米出張所	0名
洋野町役場種市庁舎	0名
洋野町役場大野庁舎	1名
久慈市役所本庁舎生活環境課	0名
久慈市山形総合支所	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を下記の5箇所において実施し、方法書の縦覧等に関する公告と併せて、説明会開催の旨を令和6年2月8日付で公告した。

開催日時	説明会会場	参加者
令和6年2月16日(金) 18時～19時	かるまい文化交流センター宇漢米館 第一・第二会議室	2名
令和6年2月17日(土) 10時～11時	軽米町役場 小軽米出張所	13名
令和6年2月17日(土) 14時～15時	軽米町役場 小軽米出張所	5名
令和6年2月17日(土) 18時～19時	道の駅くじ やませ土風館 多目的ホール	2名
令和6年2月18日(日) 10時～11時30分	大野農村環境改善センター 談話室	5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和6年2月8日(木)から令和6年3月22日(金)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

なお、縦覧期間終了後も、意見書の提出期間においては縦覧中と同様に図書を閲覧可能な状態とした。

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② H S E株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計2名の方から、2通の意見書が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から提出された意見は 9 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>要約書 表 4.2-32 の7について</p> <p>施設の主な利用時間帯は夜間であり、工事用車両の走行等による影響はない。と記載してあるが日中も施設は開館している。工事用車両がひんぱんに通行した場合、排気ガスやホコリがまうと思うが、天体望遠鏡の鏡やレンズにホコリ等がつくことはないのでしょうか。その点はどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場における工事関係車両の走行による影響につきましては、主にアクセス性への影響や道路交通騒音・振動等を考慮のうえで記載しております。ご指摘いただきました排気ガスやホコリにつきましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年、国土交通省）によると、浮遊粒子状物質の「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、車道部端から150mの範囲とされています。本事業では、工事関係車両の走行経路からひろのまきば天文台まで約1kmの離隔が確保されていること、天体望遠鏡を使用する夜間の時間帯に工事用車両の走行が無いことから、影響は無いものと考えております。</p>
2	<p>P371 表 6.2-29 の現地調査について</p> <p>ひろのまきば天文台では夜間にも調査を行う。とあるが、肉眼だけで調査するのでしょうか。肉眼でみた場合と大型天体望遠鏡で見た場合では、星や星空の見え方に違いがあるように思うのですが、その点はどのように考えているのでしょうか。また、どのように調査するのでしょうか。</p>	<p>景観への影響につきましては、P371 表 6.2-29 「6. 予測の基本的な手法 3) 主要な眺望景観の状況」に記載のとおり眺望景観を対象に調査を行う予定です。また、天体望遠鏡の見え方等につきましては、人と自然との触れ合いの活動の場への影響として、施設管理者や関係機関への聞き取り等によって影響を把握する予定です。</p>
3	<p>風力発電を設置した場合、飛行機に存在を知らせるための灯を点灯させると思うのですが、それらが天体観測にあたえる影響はどのくらいになるのでしょうか。それをどのようにして調査し、証明するのでしょうか。</p>	<p>景観調査においては同表「6. 予測の基本的な手法 3) 主要な眺望景観の状況」に記載のとおり「人間の視野特性に近い水平画角 60° で撮影した現況写真をもとに作成する、「風力発電施設の設置による眺望変化予測画像(フォトモンタージュ法)」により、視覚的な表現手法に基づく予測を行う。また、各眺望点からの垂直見込角についても算出する。」としており、景観への影響は準備書以降の図書でお示しします。また、天体望遠鏡の見え方等につきましては、人と自然との触れ合いの活動の場への影響として、施設管理者や関係機関への聞き取り等によって影響を把握する予定です。</p>
4	<p>一度こわしてしまった景観を戻すことはできないと思うので、可能な限り「星空見やすさ日本一」の存在を守って欲しい。</p> <p>国道からのアクセスが良いのに星がこんなにきれいに見える場所は他にはない。洋野町の良い資源だと思う。</p>	<p>ひろのまきば天文台への影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、関係者等との協議を行い、影響の低減に努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（1/4）

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。</p> <p>■風車番号</p> <p>風車番号が付けられていません。意見書を書く際などに必要ですから、暫定的なものでも結構なので付けてください。</p> <p>本意見書では、百目金集落に最も近い風車を#1として、U字形の対象事業実施区域に配置された風車を反時計回りに付けた番号を暫定的に用います。詳しくは以下の通りです。</p> <p>#1:N40° 18' 40" E141° 33' 38" #2:N40° 18' 36" E141° 33' 20" #3:N40° 18' 23" E141° 33' 19" #4:N40° 18' 09" E141° 33' 29" #5:N40° 17' 54" E141° 33' 36" (標準点 408m 付近) #6:N40° 17' 35" E141° 33' 40" #7:N40° 17' 24" E141° 33' 30" (標準点 361m 付近) #8:N40° 17' 13" E141° 33' 28" #9:N40° 16' 17" E141° 33' 11" #10:N40° 16' 06" E141° 33' 07" (標準点 322m 付近) #11:N40° 15' 53" E141° 33' 13" #12:N40° 14' 30" E141° 34' 55" (標準点 474m 付近) #13:N40° 14' 40" E141° 35' 11" #14:N40° 14' 59" E141° 33' 17" #15:N40° 15' 07" E141° 35' 31" #16:N40° 15' 19" E141° 35' 37" #17:N40° 16' 06" E141° 35' 09" #18:N40° 16' 17" E141° 35' 25" (標準点 352m 付近)</p>	<p>風力発電機の番号について、現在は最大 18 基を想定しているが、計画熟度に応じて配置、基数を変更する可能性があることから、現時点での風力発電機の配置では番号等を設定せず、予定位置のみをお示ししております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（2/4）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>■土砂災害警戒区域 対象事業実施区域の周辺には土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が数多く存在します1)。 百目木、小玉川沿いの小玉川、市野野、板銅屋の集落がそれにあたります。 「土砂災害警戒区域」とは、土石流、地すべり、がけ崩れにより被害の発生するおそれのある箇所のことです。以下では、特に土石流について述べます。土石流の起点は、「土砂災害警戒区域」の外にあることが一般的です。沢のさらに上流部です。そこは「土石流の危険のある溪流」として指定されています1)。 風車#1, #2, #14, #16 は「土石流の危険のある溪流」に配置されます。 具体的には、風車#1 は百目金の集落へ流れ込む溪流の上部、風車#14, #16 は市野野、板銅屋集落へ流れ込む溪流の上部に配置されます。 本方法書には「土石流の危険のある溪流」についての記載がありません（図 3.2-19(1), (2)）。準備書では、「土石流の危険のある溪流」について範囲が明確に分かる図を掲載することを求めます。</p> <p>1) 軽米町防災マップ (https://www.town.karumai.iwate.jp/article/kurashitet suduki/bosaibohan/bousai/entry-basename.html)</p>	<p>土砂災害への対応に関し、土石流の危険のある溪流につきましては、今後の地質調査等の結果を踏まえ、土砂流出防止柵や沈砂池の設置、沈砂池排水の流路検討等の環境保全措置を検討するとともに、林地開発許可制度における関係機関との協議内容や各種技術基準に準拠することで、土砂災害への影響を低減する方針です。</p> <p>頂いたご意見も踏まえ、準備書以降の図書において「土石流の危険のある溪流」を掲載いたします。</p> <p>なお、事業計画地及びその周囲におけるハザードマップ等につきましては、随時確認しており、事業熟度に応じて関係機関への相談を予定しております。</p>
7	<p>■崩壊土砂流出危険地区 方法書の図 3.2-20 にあるように、風車#2, #3, #6, #7, #8 は「崩壊土砂流出危険地区」の上流部に配置されます。「崩壊土砂流出危険地区」とは土石流の危険がある地区です2)。</p> <p>2) どのような場所で、山地災害が発生するか知っていますか。 (https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/hozen/chisan/1008414.html)</p>	

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（3/4）

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>■土石流</p> <p>以下、大矢雅彦「阿武隈山地南部の自然と崩壊」3)から引用します。</p> <p>p. 55</p> <p>6. 1971年4月および8月豪雨による崩壊と素因の関係</p> <p>従来この地域ではほとんど崩壊は発生していなかった。しかし、1971年4月豪雨、および8月31日より9月1日にかけてこの地域を襲った台風23号がもたらした豪雨によって、100箇所ほどの崩壊が発生した。この崩壊は山の肩の部分、すなわち準平原とそれをとりかこむ急な谷との境の部分から発生しており、また河川の縦断面とあわせてみると、遷急点のすぐ下流側の谷壁に多い。</p> <p>p. 56</p> <p>1971年の崩壊は、6年前に今まで天然更新で茂っていた広葉樹林を伐採し、そのあとに針葉樹の造林を行なったが、次第に広葉樹の根がくさり、そこに水が入って崩壊を起こしたものである。</p> <p>以上で引用は終わりです。最近の例では、平成28年台風第10号による土砂災害は記憶に新しいところです。岩泉町の被害は特に甚大でした4)。</p> <p>この時の土砂災害を国土地理院が分析しています5)。「(空中写真判読による)土砂崩壊・堆積地等分布図(岩手県岩泉町安家・穴沢・鼠入地区)」と「土石流の危険のある溪流」を重ねてみるとよく一致しています。特に、稜線直下の0次谷を起点とする規模の大きな土石流は「土石流の危険のある溪流」に注目する必要があることを教えています。</p> <p>このような危険な場所の木々を伐採し、アクセス道路や風車を設置することは、土石流の素因を作ることです。風車の大きさから考えてアクセス道路の幅員は5m以上、樹木の伐採幅は30m程度になると推定します。林道が土石流の起点となっている例は枚挙にいとまがありません6)。</p> <p>実際、小本川流域の場合、自然斜面で崩壊が発生した流域数と林道沿いで崩壊が発生している流域数はほぼ同数であった報告されています7)。「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き」にも「伐採により、土砂流出・崩壊のおそれのある林分は禁伐」とあります8)。</p> <p>計画の撤回を求めます。</p> <p>3)大矢雅彦「阿武隈山地南部の自然と崩壊」, 水利科学 1972年16巻4号 p. 46-60</p> <p>4)「平成28年8月30日 台風10号豪雨体験談の記録集-この体験を未来へ-」(岩手県平泉町)</p> <p>5)平成28年台風第10号に関する情報 https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/H28.taihuu10gou.html</p> <p>6)「災害と林業～土石流被害と林業の関係性の報告～」(自伐型林業推進協議会、https://youtu.be/7ivlmw_Cf7s)</p> <p>7)「地形的背景からみた岩手県北上山地における平成28年8月台風第10号豪雨の土砂移動」(金俊之, 檜垣大助 J. of Jpn. Landslide Soc., Vol156, No. 3 p. 104(2019))</p> <p>8)「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き 令和4年3月」(林野庁 国有林野部)</p>	<p>土砂災害への対応に関し、土石流の危険のある溪流につきましては、今後の地質調査等の結果を踏まえ、土砂流出防止柵や沈砂池の設置、沈砂池排水の流路検討等の環境保全措置を検討するとともに、林地開発許可制度における関係機関との協議内容や各種技術基準に準拠することで、土砂災害への影響を低減する方針です。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（4/4）

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>■景観</p> <p>「身近な景観」はそこに住む人が朝夕眺める景色ですから、風車が最も良く見える位置を選んでください。植生に阻まれることが最も少ない場所が近くにありませんか。よく探してください。</p> <p>また、風車が山頂に設置されることを考慮して、仰角も合わせて記載してください。</p>	<p>身近な景観の調査地点につきましては、地点周辺の視認状況を踏まえて設定します。また、撮影画角は水平画角 60 度・垂直画角 45 度程度の広角撮影となることから、原則として水平方向に向けて撮影する予定ですが、ご指摘のとおり風力発電機の全体が水平方向の撮影で見切れてしまう場合においては、仰俯角撮影を行い、その角度について記載致します。</p>

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
1	設置計画	前田委員	23	変電施設や送電線については検討中とのことですが、計画によっては環境に大きな影響を及ぼす場合も考えられます。現時点で検討しているルート案などを示して下さい。	風力発電機は、東北電力ネットワーク株式会社の鉄塔へ連系することを検討しておりますが、連系位置については現在協議中になります。
2	区域	前田委員	20, 199	対象事業実施区域を決めるにあたり、自然環境保全指針のAを避ける判断をしましたが、Bについてはどのように考慮しましたか。	「岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定）」の「優れた自然」の保全区分Bにつきましても「優れた自然」の保全方向（岩手県自然環境保全指針 P.12）の記載に則り、今後の現地調査において現況を適切に把握し、その結果をもとに影響を回避又は低減することで、保全に期する方針です。
2(2)	区域	前田委員		陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインのP.36では、岩手県自然環境保全指針の考え方について、「保全方向に「調査等により現況を把握し」とあることをもって、回避の検討を優先して行わないことの理由とすることは適切ではありません」とされています。事業区域を決めるにあたっては、A区分とともにB区分も事前に回避検討することが求められています。	「岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定）」の「優れた自然」の保全区分は、既往文献の情報をもとに決定されており、保全区分の設定根拠となった保全対象種及び生息・生育範囲が明らかにされておりません。したがって、保全区分Bへの対応につきましては、今後の現地調査において保全対象種の生息・生育状況を適切に把握し、その結果をもとに環境保全措置により、影響を回避又は低減することが必要であると考えております。
3	区域	前田委員	431	当事業は18基の計画（配慮書では30基だった）であるのに対し、適地2は最大13基、適地3は最大15基の配置が限界とのことでした。計画の実現に不利な狭い範囲を「適地」に仕立てて比べる手法は大いに疑問です。また、適地1のように広い範囲を設定するほど、発電機配置の自由度も高まり、環境リスクを避けやすくなるのは当然です。適地選定の手続きが恣意的で、誰が見ても納得できるものになっていません。	配慮書段階における事業実施想定区域の検討にあたっては、検討対象地域となる岩手県北部2町から、地形や風況をもとに事業性が見込める適地①～③を設定し、そのうえで様々な環境要素を比較して整理しております。ご指摘のとおり、事業区域の設定にあたっては、広い範囲を設定することで発電機配置の自由度も高まり、今後の現地調査の結果を踏まえ、環境リスクを回避又は低減する余地が残されると考えております。
3(2)	区域	前田委員		指摘に対応した答になっていません。ふさわしくない「適地」を設定したことの説明を避けていることから、恣意性があったものと受け取りました。このように公平さを欠く内容でアセス手続きに臨む会社は、今後全ての調査、評価において信用を失います。	事業区域の設定にあたっては、方法書P.406～412に記載のとおり、検討対象地域である軽米町及び洋野町から、風況が良好で風力発電の建設に適した地形として、標高約300～500mの丘陵地を機械的に抽出し、便宜上適地①～③としました。また、これらの適地において方法書P.413～430に記載のとおり、文献調査の結果から、想定される環境へのリスクについて整理、比較を行いました。その結果からも、適地①～③においてほぼ同等の結果であると考えております。また、一次意見でもご指摘がありましたとおり、「広い範囲を設定するほど、発電機配置の自由度も高まり、環境リスクを避けやすくなる」ことから、適地①を選定のうえで、「区域を広めに設定するタイプの位置・規模等の複数案の一種」として、方法書段階でも事業区域の絞り込みを行っております。
4	区域	伊藤(歩)委員	4, 6	4頁に「環境影響を安全側に評価するため、事業区域は広めに設定している。」と述べられているが、西南側と南側を対象事業実施区域に設定している理由について説明してください。	対象事業実施区域の南西～南側につきましては、輸送路等の配置検討を行うほか、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえた事業計画の検討により、影響を回避又は低減する余地を残す目的で設定しております。
5	区域	伊藤(歩)委員	144	住居等からの離隔距離が500m程度の位置に配置が計画されている風車が多くつかあります。風車の影響を受けないように、離隔距離をもっと確保した風車の配置を検討していただきたい。	風力発電機の配置につきましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は低減できるように配慮いたします。
6	区域	伊藤(歩)委員	199	保全区分Bへの風車の配置を避けることを検討していただきたい。	「岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定）」の「優れた自然」の保全区分Bにつきましても「優れた自然」の保全方向（岩手県自然環境保全指針 P.12）の記載に則り、今後の現地調査において現況を適切に把握し、その結果をもとに影響を回避又は低減することで、保全に期する方針です。

7	累積的影響	伊藤(絹)委員	283, 383, 387,	<p>配慮書の段階において、経産省、岩手県知事からの意見のなかにも累積的影響について検討するよう求められていました。本方法書では各事業の熟度に応じて検討すると記載されています。具体的にどのように予測評価するのでしょうか。それぞれの事業規模を積み重ねてみた場合、水源涵養機能などの低下なども懸念されますし、とくに鳥類への影響、たとえば生息地放棄や移動経路の遮断などに関しては、広大な面積に及ぶ可能性が高いと考えられます。大まかで結構ですので、数値化して示していただけないでしょうか。</p>	<p>累積的影響の予測につきましては、各環境影響評価項目の予測に必要な情報について、対象事業実施区域周辺の既設又は計画中の風力発電事業について情報収集し、得られた情報をもとに、可能な限り定量的な予測を行う方針です。</p>
7(2)	累積的影響	伊藤(絹)委員		<p>現時点で収集できた情報はありますか。また、情報をもとに定量的な予測を実施されるということですが、具体的にはどのように定量化されるのか、ご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における他事業の情報とにつきましては、今後、当該事業者と協議を行い、情報の共有に努める予定です。また、定量的な予測の手法につきましては今後も検討してまいります。現時点では各事業の予測における寄与値及び予測結果等と、本事業により新たに生じると予測される影響を合算することにより、地域の風力発電事業全体での累積的影響について定量的な予測を行う予定です。</p>
8	騒音	永幡委員	141-149, 307-308	<p>配慮書の段階で「風力発電による騒音の健康影響については、まだ、十分な科学的知見が得られていないことは、WHOも環境省も認めるところであるが、日本における疫学調査の中にも、風車から住居の距離が1500m以内だと、2000m以上離れている人に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍で、有意な増大が認められる、という報告もある（例えば、石竹ら、音響学会誌 74(5)）。このような知見を踏まえれば、風力発電機の設置予定範囲から住宅までの最短距離が約0.5kmというのは、十分な離隔が保てているとは評し難い。睡眠影響を含む、風力発電機からの騒音による健康影響の評価について、科学的な知見が不十分な中で、安全な評価ができるような評価の仕方について、方法書の段階でご提案いただきたい。」と意見を述べたが、これに対して十分な回答が得られていない。方法書のp.141では、「本事業は環境への配慮を踏まえ、風力発電機設置位置（予定）と住居等の離隔を0.5km以上確保する計画としている」と述べられているが、それで十分であることの科学的根拠が一切示されていない。現時点で科学的に否定されていない健康影響の可能性が指摘されている中で、それを無視してまで、極めて近距離に風力発電機を設置することに問題がないと考える科学的根拠を明確にしていきたい。</p> <p>なお、風力発電機による健康影響は、確率的影響である可能性があり、たまたま貴社の既存の事業で問題が起きたことがない、ということは、科学的根拠とは言えないことを念のため付記しておく。</p>	<p>風力発電機と住宅との離隔距離は最低500m以上を目安に設定していますが、このことで十分と判断しているものではなく、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果、影響が大きいと判断される場合は、適切な環境保全措置を検討する方針です。</p>
9	騒音	永幡委員	303-304, 310-314	<p>工事用車両等の搬出入による騒音の予測について、方法書に示された地図の縮尺から判断できる範囲では妥当と考えられるが、より具体的な地点については、この縮尺からは判断できない。実際の測定、予測にあたっては、周囲の環境条件（例えば、坂道の状況等）を考慮し、最も影響が大きくなると考えられる地点を選定の上、評価準備書においては、それぞれの地点が影響が最大となると考えられる根拠を、明示的に記述していただきたい。</p>	<p>工事用資材等の搬出入に係る騒音の調査・予測地点について、選定にあたり工事関係車両の主要な走行ルート及び住居等の立地状況を踏まえて選定しましたが、ご指摘も踏まえて、周囲の環境条件についても考慮して検討します。また、準備書以降の図書において、具体的な調査・予測地点の選定根拠について、坂道の状況等の地形条件も含め最も影響が大きいと考えられる地点であることが分かる資料を示します。</p>
10	騒音	永幡委員	304	<p>ASJ RTN-model 2018を用いて予測すると書かれているが、予測にあたっては、最新のモデルを用いること。（ASJ RTN-model 2023が公開されることは公表されている）</p>	<p>道路交通騒音の予測モデルについて、方法書作成時点で最新版であるASJ RTN-model 2018を記載しましたが、今後公開される最新版を用いて予測及び評価を行います。</p>
11	大気	永幡委員	304	<p>環境基準は、周知のとおり、地域指定制である。そのため、地域類型が指摘されていない地域には、適用されないことに留意されたい。このような地域における環境基準の準用にあたっては、原則、現状で満たしている最も厳しい基準値である地域類型をあてはめるべきであり、そのことを方法書において明記しておくべきである。（音響学会誌79巻8号の解説を参照のこと）</p>	<p>環境基準の類型指定がなされていない地域においては、当該地域の自然的条件、住居等の立地状況、土地利用の状況等を勘案し、適切な地域類型の当てはめを想定して、騒音に係る環境基準との整合性を検討します。したがって、地域類型の当てはめにあたっては、いただいたご意見も勘案しつつ、今後の調査結果等を踏まえて総合的に検討する方針です。</p>

12	騒音	永幡委員	307-308	経済産業大臣の意見(p. 284)に、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、環境省のマニュアルだけではなく、最新の知見に基づき、予測、評価を行うことが求められている。これに従えば、最低でも、環境省のマニュアルが発行されて以降に公開されている科学的知見であるWHO欧州事務局による環境騒音ガイドラインは検討の対象とされるべきである。	方法書の評価の手法において、「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」では、国内の基準等を基本とし、国内に基準等がない場合は適宜海外のガイドライン等を適用しましたが、ご指摘も踏まえ、WHO欧州ガイドラインも参考にします。
13	騒音	平井委員		御社の経験上、住居と風車の距離を500m以上確保すれば騒音問題は生じないと判断されていますが、そうした場所は距離だけではなく様々な自然条件によって騒音がない状況が生み出されているのであらうと思います(県内の他の場所では住居と風車の距離が500m以上でも、騒音被害が生じているところもあります)。御社のこれまでの経験から距離以外にどのような条件が整ったために被害が出なかったと考えられるでしょうか。そうした条件に照らして、今回の案件の住居と風車の距離が500~600mの風車は条件をクリアしているものでしょうか。	風力発電機と住宅との離隔距離は最低500m以上を目安に設定していますが、このことで十分と判断しているものではなく、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果、影響が大きいと判断される場合は、適切な環境保全措置を検討する方針です。なお、弊社のこれまでの経験についても、距離のみによるものではなく、調査、予測及び評価の結果を踏まえて事業計画を決定してまいりました。
14	人触れ	永幡委員	375-377	人と自然との触れ合い活動の場の静穏性について、地形改変及び施設の存在の区分において、検討を加える旨、明記していることについては、高く評価したい(しかしながら、表6.2-32には、工事用車両のこののみが書かれており、施設の稼働についての記述が見当たらないことが残念である)。しかし、音が問題となるのは、施設の稼働時だけではなく、工事中でもある。p. 378に示された地図をみた感じ、人と自然との触れ合い活動の場として選定された場所は、工事用車両の走行経路から離れているように見え、影響は小さいとは思われるが、方法書の記述としては、工事用車両の影響についても検討することが書かれた上で、準備書段階の記述として、工事用車両の走行経路から十分距離が離れており、影響が小さいことを述べるのが望ましいのではないかと考える。	ご指摘のとおり、工事用車両の走行に伴う騒音の影響につきましては、人と自然との触れ合いの活動の場が工事用車両の走行経路に接していないことに加え、工事用車両の走行経路沿道に立地する民家(最大影響が想定される地点)で調査、予測及び評価を行うことから、人と自然との触れ合いの活動の場については明示しておりませんが、ご指摘も踏まえて、準備書では適切に記載いたします。
15	その他の環境(土地の安定性)	大河原委員	190	(b) 砂防指定地: 対象事業実施区域内に砂防指定地が含まれている (e) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域: 対象事業実施区域内に「土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊)」、「土砂災害特別警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊)」が含まれている (f) 山地災害危険区域: 対象事業実施区域内に「崩壊土砂流出危険地区」が含まれている これら国土防災に関わる区域の調査・予測・評価の方法について、地形地質に関して地質調査等(7-8(388))といった記載がありますが、もう少し具体的な内容を伺いたい。	ボーリング調査で地盤の特性を把握し、事業に伴う土地の改変等による土砂災害の可能性、土砂流出防止対策、斜面の安定対策等を検討し適切な施工計画を策定します。また、森林区域の開発においては、上記検討のうえ林地開発許可手続において関係機関との協議を踏まえ、必要な対策を講じることで安全性を確保します。
16	水環境	伊藤(絹)委員	136-138	事業想定区域内にも漁業権設定河川が存在しています。年間どのくらいの利用実績あるかなど、組合に尋ねたり、事業の計画についての説明をされているでしょうか。	漁業権設定河川の内水面漁業の状況等につきましては、今後の現地調査に際してご相談させていただく予定です。
17	水環境	伊藤(歩)委員	50	対象事業実施区域内の小玉川支流(普通河川)近くに風車を設置する計画のようですが、工事に伴う濁水による河川への影響が懸念されます。風車位置の変更を検討していただきたい。	水質への影響につきましては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、土砂流出防止柵や沈砂池の設置等の環境保全措置を検討するとともに、林地開発許可制度における関係機関との協議内容や各種技術基準に準拠し、土砂や濁水の流出を防止し、上水道の水源地に支障が生じないようにします。
18	水環境	伊藤(歩)委員	326	採水可能な場所においてWT. 2をもっと上流の風車に近い地点に配置し、WT. 7については更に上流の支川(風車に近い位置)にも調査地点を配置できないでしょうか。	風力発電機の配置につきましては、今後の検討によって変更の余地を残していること、輸送路等の改変箇所から発生する濁水の影響を把握する観点から、現時点では対象事業実施区域の全域を網羅できる地点に調査地点を配置しております。
19	動物(魚類・底生生物)	伊藤(絹)委員	335	魚類、底生生物調査の実施時期として、春季と秋季の二期だけになっていますが、なぜ夏季は実施しないのでしょうか。夏季も重要な季節であり、出現種類も異なると考えられます。	河川上流域の水生生物では、水生昆虫類の羽化時期及び越冬形態の違い、魚類の回遊(または繁殖遡上)時期から、春季及び秋季にのみ確認される種が存在する一方で、夏季にのみ確認される種は乏しいことから、2季の調査で水生生物相を網羅できるものと考えております。

19(2)	動物 (魚類・ 底生生物)	伊藤(絹) 委員		春季のみ、秋季のみに確認される種のような季節的出現種と周年確認される種とがあると思います。夏季にのみ確認される種は乏しいということですが、それらはむしろ重要な種と位置付けられるのではないのでしょうか。現地の環境を把握するためには、なるべく現地に足を運び、観察することが大切ではないのでしょうか。配慮書段階の知事意見においても、「できる限り定量的な調査を実施すること」と記載されています。ご検討いただきたくおねがいします。	調査計画の策定にあたっては、文献調査及び有識者への聞き取りにより、対象事業実施区域及びその周囲での生息が想定される重要な種をリストアップしたうえで、調査・予測及び評価の手法を検討しております。文献調査の結果(方法書P.69～70)から、当該地域の水系に生息する動物の重要な種として、昆虫類9種(トンボ類4種、ゲンゴロウ類3種、ミズスマシ、ガムシ)、魚類16種、底生動物3種の生息が想定されており、いずれも夏季に限定して観察される種は含まれていないことから、春季及び秋季の2季の調査で水生生物相を把握できるものと考えております。しかしながら、今後の方法書審査の中で、夏季調査の実施が適当であると考えられる保全対象種の情報が得られた場合には、夏季調査の実施について検討する方針です。また、配慮書段階の知事意見「できる限り定量的な調査を実施すること」につきましては、コドラート法等の定量採集法や漁具の使用回数、調査努力量について各地点で一定の基準を設けるなど、可能な限り定量的な採捕・採集を行うことで、予測条件に差が生じないように留意致します。
20	動物 (魚類・ 底生生物)	伊藤(絹) 委員	335	河川上流域での調査については、物理的に厳しい場所もあるかもしれませんが、事前の予備的観察を行い、捕獲方法などを検討する必要があると考えられるのですが、実施される予定でしょうか。	調査地点までのアクセス性については、すでに確認しており、実施に問題はないと考えておりますが、使用する漁具の詳細等につきましては、河川を管轄する岩手県農林水産部水産振興課や内水面漁業協同組合にご相談のうえ検討します。
21	動物 (魚類・ 底生生物)	伊藤(歩) 委員	348	風車の位置に近く、水質の調査地点と同じ場所に水生生物の調査地点を追加できないでしょうか。	水質調査地点の設定においては、風力発電機及び輸送経路等から近い比較的上流側に位置する9地点(WT.2、4、5、6、7、8、10、12、13)と、対象事業実施区域の広い範囲での影響を把握できる下流側の5地点(WT.1、3、9、11、14)を設定しております。水生動物の調査においては、各水系における生物群を網羅的に確認できる地点として、各水系の下流側の地点(WT.1、3、7、9、11、14と同一地点)を水生動物の調査地点として設定しております。予測及び評価では、地点ごとの予測ではなく、生息する種について水系ごとに影響を予測するため、調査地点の選定は妥当であると考えております。また、上流側の水質調査地点では、河川規模が小さく魚類や一部の底生動物が生息していないと考えられること、夏季の渇水時期等では水量の減少により調査ができない場合が考えられることから、水生生物の調査地点としては不適であると判断いたしました。
22	動物	大西委員	337, 338	カワネズミは撮影、魚類や両生爬虫類は捕獲といった従来の手法を予定している。近年、水系の生息調査では環境DNAによる手法が確立されており、従来法より感度が高いことがわかってきている。環境DNAによる調査を検討していただきたい。	有識者からの助言にも記載のとおり、河川上流域は従来手法である採捕調査で魚類相が網羅できると考えられることから、現段階では環境DNA調査は検討しておりません。また、カワネズミにつきましては、有識者の助言を踏まえ、無人撮影機による確認を実施する予定であり、無人撮影機の調査等でカワネズミが確認されなかった場合には、既往事例の情報等も精査のうえ、環境DNA調査を検討します。
23	動物(哺乳類)	大西委員	335	コウモリ調査のためのバッドディテクターを設置する地上高は?少なくともブレードの最低地上高以上に設置する必要がある。	バッドディテクターの設置高度は、ブレード回転域(地上約50m)と林内又は林冠(地上約10～20m)の高度帯に各1台設置する計画です。なお、検討中の風車におけるブレードの最小地上高は31.5m～42.5mです。
24	動植物	前田委員	資-1	「平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業委託業務報告書」を参照していますが、そこに記載されている希少種がリストに反映されていません。希少種名が伏字にされている公開版を参照したのであれば、正式版を入手し直して、希少種をリストに加えて下さい。	ご指摘の「平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業委託業務報告書」については環境省より非公開版の報告書を収集しております。ただし、重要な種に関する情報は秘匿情報となっているため、方法書における確認種一覧には反映しておりません。今後も引き続き内容を参照しながら調査、予測及び評価を実施してまいります。
24(2)	動植物	前田委員		久慈山形風力発電方法書でも指摘しましたが、重要な種の情報を秘匿していたらアセスメントになりません。そもそも、確認種の一覧に入れるだけで、位置情報などを出すわけでもないのに、なぜ秘匿の必要があるのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、環境省より提供された報告書に掲載された希少種の情報につきまして、掲載方法や情報の取り扱い方法について環境省へ相談のうえ、可能な範囲で情報を掲載することを検討いたします。

25	住民説明	平井委員		<p>これまでの所有者／住民説明会と今後行う予定の住民説明会の情報をいただけますでしょうか。風車の立地点はさまざまな土地所有形態（町の所有、組合の所有など）があるようですので、所有者への説明単位と住民への説明単位がどのようになっているのか気になっています。</p>	<p>所有者様には戸別訪問し、事業概要、使用する可能性としての用途をご説明しております。方法書時の住民説明会は、軽米町の中心部で1回、軽米町小軽米地区で2回、久慈市で1回、洋野町で1回実施しております。なお、配慮書時は小軽米地区の最寄地区で区長様、副区長様向けに説明会を実施しており、その他要望があった地区にて役員様向けに説明を実施しております。今後については、各自治体、各区長様と相談しながら進めます。</p>
26	その他	永幡委員	378	<p>図6.2-16において、対象事業実施区域を示す線と工事用車両の走行経路を示す線の色が似通っていて、非常に読みとりづらい。準備書においては、色の配慮をした図に差し替えていただきたい。</p>	<p>準備書において、見やすさを考慮した色でお示しします。</p>

【参考】関係課意見

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
1	その他	環境調整担当	51	表3.1-14 表中の調査年度について「誤：2020 →正：2021」	準備書において修正します。
2	水環境	県民くらしの安全課	288, 388	水環境への影響を適切に予測・評価の上、当該工事が周辺の水道水源等の水環境に影響を及ぼさないよう十分に配慮いただきたいこと	水環境への影響を適切に予測・評価し、当該工事が周辺の水道水源等の水環境に影響を及ぼさないよう配慮します。
3	防災	砂防災害課	-	事業区域が久慈市と洋野町、軽米町に跨っていることから、事業実施の検討にあたっては、当該区域を管理している県北広域振興局土木部及び県北土木広域振興局土木部二戸土木センター双方に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の有無を確認してください。 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、区域内の制限行為について、知事の許可が必要となります。 この他、土砂災害特別警戒区域内の場合は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制があります。	県北広域振興局土木部二戸土木センターへ事業概要をご説明したところ、詳細な設計を進める段階で改めて砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の該当の有無を確認するよう指導を受けております。今後詳細な設計を進めるにあたっては、県北広域振興局土木部及び県北広域振興局土木部二戸土木センター双方にこれら区域の有無を確認いたします。また、これらの区域内の計画は出来る限り避けるとともに、区域内で制限行為を行う場合は事前に協議の上、適切に許認可手続を実施します。
4	区域	森林保全課	129, 133, 191, 196	事業実施区域は、その大部分が森林法に基づく森林区域であり且つ、その一部が保安林に指定されている。 森林区域における1haを超える開発行為及び保安林内での立木の伐採や土地の形質変更等を行う場合には、それぞれ許可等を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。 なお、保安林については、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討すること。やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限とするよう配慮すること。 また、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）が存在していることから、土砂災害等の発生が懸念される箇所の土地の改変を回避するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。	森林区域の開発においては、林地開発許可制度に従い関係機関との協議を踏まえて森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とします。保安林内の事業計画は出来る限り避け、やむを得ず保安林内で事業計画する場合には、必要最小限とするよう配慮いたします。 また、山地災害危険地区においては、地質調査等の結果を踏まえて土砂災害等の発生が懸念される箇所の土地の改変を回避し、安全性を十分確保できるように風力発電機等の位置を決定します。
5	区域	自然保護課		事業予定地には、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分AからEが含まれています。 事業実施にあたっては、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、同指針で掲げる保全目標及び保全方向を考慮の上、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてください	事業実施にあたっては、今後の環境影響評価手続において十分な調査、予測及び評価を行うとともに、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めます。
6	開発行為	都市計画課	-	当該地は、都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。 また、当該地が過去に開発行為の許可を受けている場合であっても、開発行為の工事完了公告後に当該許可における予定建築物等以外のものを建築するときには、都市計画法第42条第1項ただし書に基づく建築許可を受ける必要があります。 風力発電のために設置しようとする風力発電設備及びその附属設備が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合、上記の「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を要しません。 また、風力発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の附属施設（建築基準法上の建築物）があるとき、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該附属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、都市計画法第29条第2項の開発行為の許可は不要です。 なお、開発許可に関する事務及び権限は、当課にあります。開発行為について疑義等がある場合には、当課に照会願います	本事業の検討にあたって、都市計画課に事業概要をご説明したところ、風力発電設備においては「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、都市計画法に基づく開発許可を要さないとのことご回答をいただいております。今後も事業計画の進捗に応じて、附属設備の建築を予定する場合など適宜ご相談させていただく予定です。

7	景観	都市計画課	-	<p>対象事業実施区域においては、岩手県景観計画（平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行）による一般地域に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努めることが必要です。</p> <p>また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、県北広域振興局長にあります。届出対象行為に該当する場合は、久慈市、洋野町の区域にあっては県北広域振興局土木部へ、軽米町の区域にあっては同二戸土木センターへ届出が必要となります。</p> <p>なお、設定した景観資源及び眺望点については、対象事業実施区域の市へ意見照会した上で、市意見を記載してください。</p>	<p>県北広域振興局土木部二戸土木センターには事前に計画概要をご説明し、事業計画の進捗により適宜ご相談、協議することにしております。</p>
8	水環境	二戸保健福祉環境センター		<p>事業実施区域及びその周辺に軽米町上水道の水源が所在することから、工事による濁水が河川に流出すること等により当該水道に支障が生じないように、万全を期すること。</p>	<p>工事の実施に当たっては、環境影響評価における予測結果をふまえ、土砂流出防止柵や沈砂池の設置等の環境保全措置を検討するとともに、林地開発許可制度における関係機関との協議内容や各種技術基準に準拠し、土砂や濁水の流出を防止し、上水道の水源に支障が生じないようにします。</p>
9	土地利用	二戸保健福祉環境センター		<p>土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとする場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出をすること。</p>	<p>土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとする場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出を行います。</p>
10	動物	二戸保健福祉環境センター		<p>いわてレッドデータブックに記載されている希少野生動植物への影響に十分配慮すること。</p>	<p>いわてレッドデータブックに記載されている希少な野生生物につきましては、引き続き環境影響評価手続きに沿って調査、予測及び評価の結果をふまえ、必要に応じて環境保全措置を検討することで影響の回避・低減を行うことで、十分な配慮が為されるものと考えております。</p>
11	動物	二戸保健福祉環境センター		<p>環境影響評価のための調査目的で、鳥獣の捕獲をしようとする場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき予め許可を受けること。</p>	<p>調査に際して鳥獣の捕獲を行う場合は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条第1項の規定に基づき予め許可を受けて実施します。</p>
12	建設工事	二戸保健福祉環境センター		<p>建設工事に伴い生じる産業廃棄物を資材として利用しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理等して、建設資材としての規格に適合させた後に、適切に利用すること。</p> <p>なお、工事に伴い排出される産業廃棄物のうち、木くず（伐採木に限る。）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第2項に規定する建設資材廃棄物に該当しないことに留意すること。</p>	<p>建設工事に伴い生じる産業廃棄物を資材として利用しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理等して、建設資材としての規格に適合させた後に、適切に利用いたします。</p> <p>また、工事に伴い排出される産業廃棄物のうち、木くず（伐採木に限る。）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第2項に規定する建設資材廃棄物に該当しないことについて承知いたしました。</p>
13	建設工事	二戸保健福祉環境センター		<p>建設工事に伴い生じる産業廃棄物を排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る）しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律法第12条第3項前段の規定に基づき予め届出すること。なお、積替えに係る産業廃棄物の保管は平均搬出量の7日分以内が上限と規定されていることに留意すること。</p>	<p>建設工事に伴い生じる産業廃棄物を排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る）しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律法第12条第3項前段の規定に基づき予め届出いたします。また、積替えに係る産業廃棄物の保管は平均搬出量の7日分以内が上限と規定されていることに留意いたします。</p>
14	土地利用	農業振興課		<p>農地を転用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく農用地区域からの除外手続きや農地法に基づく知事の許可が必要ですので、適切に行っていただくようお願いします。</p> <p>問合せ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問い合わせ先に必ず事前に相談していただくようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地区域内の農地の転用を行う場合：農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） 2 農用地区域内において開発行為を行う場合：農振法第15条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） 3 農地を転用する場合：農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会） <p>※ 農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要ですので注意してください。</p>	<p>農地を転用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく農用地区域からの除外手続きや農地法に基づく知事の許可を適切に取得する予定です。必要な手続、受付機関及び許可までに要する期間などは各問合せ先に事前に相談するよう努めます。</p>
15	動物	自然保護課	241-242	<p>表4.3-16の昆虫類には、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例の指定希少野生動植物であるゴマシジミが含まれています。</p> <p>調査の際、捕獲等を行うためには同条例に基づき許可が必要となりますので、御留意ください。</p>	<p>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例で指定された希少野生動植物の捕獲等を行う場合は、同条例に基づき必要な手続をします。</p>

(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業	
適用区分	条例第1種	
事業の種類	ごみ処理施設の設置	
事業の規模	処理能力 18.25t/時間	
事業の実施区域 (予定地)	盛岡市	
事業者の名称	盛岡広域環境組合	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	令和6年1月29日付け
	縦覧期間	令和6年2月1日～令和6年3月1日
	住民等の意見書の提出期間	令和6年2月1日～令和6年3月15日
	説明会	令和6年2月20日、21日、23日
	意見の概要書の提出	令和6年4月4日 意見：60件 (59通)
	技術審査会の審査	令和6年5月23日
	知事意見の送付	令和6年 月 日 (期限：令和6年7月3日)

「(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」
に対する盛岡市長意見

【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応していただきたい。

【個別的事項】

(1) 大気質 (評価方法書 5-2～5-8 ページ)

大気汚染防止法に基づく測定のもと基準を遵守するとともに、大気質への影響の予測及び評価に当たっては、近隣の住居に配慮した評価基準を定め、排出ガスの量及び濃度を適切に把握すること。

(2) 騒音・振動対策 (評価方法書 5-9～5-17 ページ)

騒音・振動の影響評価に当たっては、近隣の住居への影響が詳細に把握できるよう、予測及び評価地点を設定すること。

(3) 悪臭 (評価方法書 5-18～5-19 ページ)

悪臭の影響評価に当たっては、季節や気象条件により影響範囲が異なることから、影響が最大となる時期を選定すること。

対象事業実施区域の東側にも住居等が点在しており風向によって影響を受ける可能性があることから、予測及び評価地点の追加を検討すること。

(4) 水質 (評価方法書 2-19～2-20、5-20～5-21 ページ)

場外への土砂や濁水の流出防止のため仮設沈砂池や土砂流出防止柵を設置することとしているが、具体的な規模や構造が示されていないため、評価書の作成に当たっては、想定される気象条件を踏まえた規模・構造を設定し、下流の水域への影響を予測・評価すること。

供用開始後において、廃棄物と接触した雨水等、対象事業実施区域内で発生した汚水が系外に直接流出することがないように適切な漏洩防止措置を実施するとともに、排出先の水質への影響を把握するため、予測及び評価を行うよう検討すること。

(5) 動物・植物・生態系 (評価方法書 5-24～5-30 ページ)

対象事業実施区域の南側が、「市自然環境及び歴史的環境保全計画」における「高度保全地区」に接しており、重要な動植物の生息が予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定するとともに、在来植生の保全と影響の低減に努めること。

(6) 景観 (評価方法書 2-21 ページ)

現在記載している配慮事項のほかに、看板等を設置する場合、盛岡市屋外広告物条例による届出を必要とする場合があるので留意すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場（評価方法書 5-33～5-34 ページ）

地域住民等の利用状況を踏まえて適切な時期を選定し、予測及び評価を行うこと。

(8) 温室効果ガス等（評価方法書 2-20～2-21、5-37 ページ）

事業の特性上、多くの温室効果ガスを排出する施設であることから、施設設備の仕様の決定に当たっては、より効率の高いエネルギー回収がなされるよう配慮しながら、予測及び評価を行うこと。

廃棄物運搬車両について、ごみ処理広域化に伴い総走行距離が伸びることとなるため、温室効果ガス排出の少ない車両の導入など環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響を把握するため、予測及び評価を行うよう検討すること。

「(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」
に対する滝沢市長意見

意見なし

様式第3号（第13条、第50条関係）

方法書意見概要書送付書

6盛広環施第2号

令和6年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住 所 盛岡市若園町2番18号

氏 名 盛岡広域環境組合

管理者 内 館 茂

電話番号 019-681-0753

岩手県環境影響評価条例第10条（同条例第38条第1項において準用する場合を含む。）（岩手県環境影響評価条例施行規則第50条第2項の規定により読み替えて適用される岩手県環境影響評価条例第10条）の規定により、別添のとおり意見の概要を記載した書類を送付します。

記

対象事業（都市計画対象事業）の名称	(仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業
意見書の提出件数 及び提出者数	60件 59人

(A4)



表 1 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
1	<p>必要性は理解しました。 建設にあたり周辺の道路整備をお願いします。産業道路を計画するとか。</p>
2	<p>意見 (仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に反対し、全面撤回を求める。</p> <p>理由 環境影響評価方法書（以下「方法書」）は上位の計画である事務組合の一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」）の策定が進行中であり、いまだ決定していない中で提起されたものであり、「基本計画」にかかわる重要事案を先取りしつつ取りまとめている。これは第3回施設整備検討委員（以下「検討委員会」）が環境影響評価方法書の策定のため、設備規模、ごみ処理方式、公害防止基準値、施設配置・動線、煙突高さ、を事務組合議会や住民の意見を聞かずに先行して検討・了承した結果である。</p> <p>「基本計画」案に対するパブリックコメントでは360件の意見が寄せられ、そのすべてが「見直しを」求めるものであったと報告されている。令和6年2月盛岡広域環境組合議会定例会においても「基本計画」の見直し、とくに一極集中、焼却中心のごみ処理を転換し「脱炭素と資源循環の一体推進」を求める意見があった。事務組合管理者である内館盛岡市長は関係市町的首長や住民との対話を重視する姿勢を示している。こうした状況を「無視」するかのように「検討委員会」での短時間の検討結果を基に「方法書」案をまとめている。</p> <p>「方法書」の「対象事業の目的」では、時代遅れの焼却処理中心を基本とする「県央ブロックごみ処理広域化計画基本構想」（平成27年、以下「基本構想」）や5年2月1日の「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」（令和5年）に基づき一極集中、焼却中心によるごみ処理効率化とエネルギー回収、既存焼却施設の老朽化対策をすすめるとしている。しかし、ごみ処理をめぐる社会情勢は大きく変化し、新しい課題である「プラスチック資源循環促進法」「食品ロス削減の要請」、「2050年カーボンニュートラル」への対応が急務になってきており、焼却中心のごみ処理から、ごみ減量・資源化を前面にしたごみ処理体制への転換が求められている。昨年閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（環境省通知）では「脱炭素化・資源循環の一体推進」がポイントになっている。このように「方法書」は時代錯誤の認識の上に策定されたものになっている。</p> <p>「方法書」の「対象事業の規模」では一極集中、焼却中心のごみ処理を前提として438t/日としている。しかし、この施設規模はまだ検討中のものであり、今後パブリックコメントや事務組合議会の審議を経て決まるものである。とくに大型焼却施設による一極集中の大量焼却から焼却施設の分散立地で自区内処理によるごみ減量・資源化への転換を求める声が大きくなっている中で、「方法書」が先行して「基本計画」案の施設規模を設定することは容認できない。</p> <p>「方法書」の「処理方式」では、前回の「検討委員会」で「一次選考されていたメタンガス化を採用しない」としたことを受けて、「焼却方式（ストーカ式/流動床式）」と「ガス化溶融方式（シャフト式/流動床式）」の二つの処理方式が取り上げられている。これは一極集中大型焼却施設を前提とした結果である。焼却施設を分散立地すれば処理方式の選択度も広がる。「検討委員会」での「メタンガス化」の検討過程では一極集中の大型焼却施設に附設する「メタンガス化」施設を前提にしており、焼却施設を分散立地した場合の「メタンガス化」施設について、地域特性を生かし、生ごみを肥料化する「循環事業」としてとらえることも含めて検討されていない。</p> <p>「方法書」の「環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法」において二酸化窒素等大気質について、対象事業実施区域を中心とした半径約4kmの範囲としている。これは一極集中大型焼却施設からの排ガスが広範囲に拡散することを前提にした調査法であり、設備規模が上位計画でいまだ確定しておらず、一極集中大型施設の見直し要請が多数寄せられている中で、「基本計画」の主要事項を先取りするものであり、容認できない。</p> <p>以上の理由をもって、「方法書」の全面撤回を求めるものである。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 2 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
3	<p>①一般廃棄物処理基本計画が策定中であるにもかかわらず、これまでのやり方と同じように住民の意見は無視して強引に進めることは納得いかない。</p> <p>②環境影響評価方法書について、低周波の影響などの評価項目がなくさまざまな時代要請に合わない時代遅れの評価方法になっている。</p> <p>③時代遅れの焼却中心の広域化計画の環境影響評価方法をやること自体税金の無駄遣いにしかならない。即刻中断して時代が求めている3R推進に向けた政策に転換するべきである。</p> <p>④環境影響評価方法には、煙突からの飛媒の到達地点に前潟イオン周辺としているが、日常人が集合する地点に設定するのはいかがなものか。そもそも上厨川の建設地は盛岡市の西側に位置し、風上になっており、到達地点は市中心部に向かうことになる。環境面からも大きな問題がある。</p> <p>以上のことから環境影響評価方法は、即刻撤回するべきである。</p>
4	<p>「子どもたちの喘息が排気ガスやごみ焼却炉からの飛媒が要因になっていることは明らかになっている。</p> <p>環境影響評価をすること自体無駄である。広域化計画の撤回を求める。」</p> <p>市長公約の学校給食無償化より不要不急の広域化計画を強引に進めることの方が大事だということですね。</p> <p>その他にも大型投資計画があると聞いているが、これらについても市民の間では無謀な計画だと言われている。</p> <p>市民の立場にたった民主的行政の執行を求める。</p>
5	<p>盛岡広域ごみ処理施設整備事業に反対です。それに係る環境影響評価方法書にも反対し、全面撤回を求めます。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画の策定が進行中であり、いまだ決定していない中で提起されたものであり、「基本計画」にかかわる重要事案を先取りしてまとめているので問題外です。ごみ処理方式など住民の声をよく聞いてすすめるべきです。</p> <p>ごみ処理は減量・リサイクルをしっかりとこなっていくべきです。そのためには住民によく説明し、住民と力をあわせておこなうべきです。</p>
6	<p>1. 広域処理を前提とするものであり反対。</p> <p>理由 ①盛岡市は可燃ごみの40%を生ごみが占め、さらに資源となるものも可燃に混り計50%を占めている。この盛岡市の分別を8市町の基準とした大型焼却施設を作るもので環境負荷は大きくなる。しかも現クリーンセンターでさえ15年間で有害物質が大気中に1500t(市答弁1000t)放出されている。一部の住民と地域に負担を押しつける計画は撤回すべきです。</p> <p>②毎年の様に大規模災害が起きているもとでは自区内処理、分散処理こそ環境問題にとっても重要です。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 3 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
7	<p>「環境影響評価方法書」で放射性物質について評価を実施するべきではないでしょうか。 <意見・理由は次ページ></p> <p>意見・理由 昨年9月29日の朝日新聞（宮城県版）で「原発事故の未指定廃棄物、宮城県大崎市が県外で処分 県内自治体で初」と報道されていました。そして今年1月12日tbc東北放送では「『我々が悩んでいることをどうして他県に押し付けるのか』原発事故の汚染廃棄物の県外搬出めぐり市民団体が県に抗議 宮城」と報道がありました。大崎市は岩手県に最も近いので、この汚染廃棄物は岩手県に来ている可能性があるのではないのでしょうか。</p> <p>福島原発事故があり、環境が広く汚染されてから、放射性セシウムの放射性物質とみなす基準がそれまでの100Bq/kgから80倍の8000Bq/kgに突然引き上げられ、それ以下ならば焼却して良いことになりました。そして現在も放射性セシウムの“環境基準がない”まま焼却が行われています。そして焼却炉周辺の風下にに放射性セシウムが降下し大気や土壌汚染されることにはなりますが、ほとんど調べられていません。</p> <p>しかし個人で、この汚染を調べた方がおります。原発事故後宮古市の焼却場周辺を詳細に調べた岩見億丈医師が324箇所の土壌を調べ明らかにしています。 http://sanriku.my.coocan.jp/151005hokeni.pdf この結果からごみ広域処理により、どうしても焼却場周辺の汚染が必至です。<u>バグフィルターでは放射性セシウムは除去できません。放射線は微量でも人体へ影響があります。</u>事故前の規則が80倍も緩められた汚染物が除去できずに焼却され環境汚染が広がります。世界一地震の影響を受けやすいと米原子力学会で報告された女川原発2号機の再稼働が近寄っています。原子力事故が起きると8市町の汚染物が盛岡の処理場に集中します。 そして民間委託にすると営利目的になり、他県の汚染ごみまで引受焼却してしまう可能性があります。</p> <p>このように放射能汚染が現実になったこの地で、広域ゴミ焼却処理をするのならば、風下の放射性物質の放射能（Bqを調べる）分布について詳細に調べるように環境影響評価方法書で取り上げ、調査を行いそれを公開することが重要ではないでしょうか。</p> <p>中央の大企業のため風光明媚な盛岡市の環境を汚染させるようなことがないようにしてください。世界2位の行ってみたい街の魅力をいつまでも・・・。</p>
8	<p>盛岡広域ごみ処理施設の建設が決まったわけでもないのに「環境影響評価方法書」を作成するには反対です。 計画ありきの行政ではなく住民の声を聞き、現状をよく考えての政治をお願いします。災害時の事も考えて下さい。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 4 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
9	<p>1. 20年以上前の古い計画に基づく この計画の発端は、1999年策定の岩手県広域化計画である。この計画策定の動機はゴミ焼却に伴うダイオキシンなどの有害物質の発生抑制だった。その後、ごみ焼却に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガス削減が喫緊の課題となった。「盛岡広域ごみ処理施設」は、この課題への対応策を全く持っていない（次項で詳述）。</p> <p>さらに、ゴミ処理規模は、日量438トンと、年間にすれば16万トンもの処理能力を計画している。岩手県の人口減少率は、年間2%程度で、全国第2位である。この施設稼働が計画されている2033年には、現在よりも2割人口減、今施設稼働中の2050年には、半減しているだろう（近年の出生数の予測を超えた減少は、この予測を上回る可能性を高くする）。ごみ焼却方式さえ未定の規模過大な計画は、将来、排出量が減少したゴミを不必要に燃やしてしまう愚行さえ招かぬない。</p> <p>したがって、この計画実施に、強く反対する。意見を求められている環境影響評価も、温室効果ガス削減の課題を含まず、お粗末極まりない（いわゆる「環境アセス」業者に税金を浪費させただけ）。</p> <p>2. 盛岡市自身の温室効果ガス削減計画に真っ向から反対する 盛岡市は、2023年、「盛岡市気候変動対策実行計画」（盛岡ゼロカーボン2050）を策定した。この計画で、2023年246万トンだった二酸化炭素排出を2030年に、120万トンまで51%削減、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロを目指している。</p> <p>この施設稼働開始2033年は、二酸化炭素半減を実現した後、ゼロを目指す初期過程にある。このとき、多数のごみ収集車を広域8市町村から集め、1ヶ所の巨大処理施設で焼却する。運搬と焼却とでどれだけの二酸化炭素が排出されるのか、生ゴミを分別すれば二酸化炭素排出量を減らせるけれど、ごみ分別計画も考慮されていない。</p> <p>「盛岡ゼロカーボン2050」は盛岡市の計画であって、盛岡広域環境組合は、その計画に縛られないとでも言い訳するのだろうか。</p> <p>国連のグテレス事務総長が「地球温暖化ではない。もはや、地球沸騰だ」と警告を発している気候危機克服の責務から、盛岡広域環境組合が逃れることは許されない。</p> <p>組合設立の2023年、この責務は十分に認識できたはずだ。この責務を無視した盛岡市を含む8市町村の対応は、不誠実極まりない。直ちに、組合を解散させ、各自自治体で住民参加のもと、ゴミ処理を含む環境保全計画を策定すべきだ。あわせて、各自自治体で、電力を中心としたエネルギー自給体制の構築を議論すべきだ。その際、ゴミ焼却は、貴重なエネルギー源となる。</p> <p>もちろん、現在の9電力会社が続ける大規模発電・長距離送電の誤った方式を克服し、送電網を公共財として自治体・住民が管理する新たな体制が不可欠である。2050年までに化石燃料を廃絶したゼロカーボン社会実現には、これくらいの社会変化が必要になる。</p>
10	<p>意見 自分達が出したゴミは自分で</p> <p>理由 自分達の地域で出たゴミは地域で八市町村になれば大型のゴミ置き場になり住民の生活が脅かされるので各地域でお願いしたいです ゼツタイ反対です</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 5 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
11	<p>盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は、広域ごみ処理を進めるもので反対です。現在ゴミ処理施設は古くなったので、10年をメドに広域ゴミ処理したいのですが、この大型の施設も時が経過すると、建てかえが必要ですが、将来のことまで考えているとは思えません。</p> <p>今あるごみ施設は、それぞれ、たてかえると、トータルでいくらするのか、市民には、知らせていないし、新しい広域化のゴミ施設は、プランでは、いくらかかるかも、この前のもりおか広報では、お知らせがなく、今の環境を考えると、地球にやさしい計画ではないと思います。もっと、物を大切にする立場からではないと思い、強く反対するものです。「広域化」ありきのごみ焼却プランだと思い、私は反対します。</p>
12	<p>別紙のとおり <input type="radio"/>大型ごみ処理施設と広域化 <input type="radio"/>ごみの受け入れと減量化</p> <p>2月1日発行の【盛岡広域環境組合ニュース】によると、ごみ処理の広域化について、「費用の低減、環境負荷の軽減等を目的に盛岡インターチェンジ付近を整備予定地とした新焼却施設整備を進め令和14年度稼働開始を目指す」と市の方針が打ち出されている。その理由として施設の老朽化、多額な費用、環境負荷の軽減があげられている。</p> <p>一般に施設規模が大きくなることで、安定した燃焼が可能となり、ダイオキシン類の排出濃度の低減化が容易となりCO2以外の環境負荷が期待できる。だが、施設周辺への環境負荷については、施設及び収集運搬車の影響が高くなると想定され、近隣には教育施設などもあり交通渋滞や通学への危険等が心配され安全とは言い切れない面もあろう。</p> <p>厳しい財政状況や老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手不足、地域における廃棄物処理の非効率化などが懸念されているところで改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があることは理解できる。</p> <p>能登半島地震や東日本大震災等の実情を勘案しても、ゴミを一ヶ所にまとめて焼却処理し、更に災害ゴミも引き受けられるようにすることを想定して、一日のごみ量500トンの大型ゴミ焼却炉の計画は本当に妥当なのか、災害時の廃棄物は多種多様なものが混入している恐れがある。例えば雫石川に隣接して洪水等災害のリスクは高くないのか考える必要がある。長期的視野に立った計画の説明も必要になる。</p> <p>すなわち、財政面で人口減少による財政難も心配される中での住民の税負担は過度にならないものなのか、現実的にみて広域化による大型焼却施設の建設による受人ゴミの安全性は確保されているのか、といった懸念も想定される。“未来の街づくり”の観点から施設の長命化を考えた場合の人材や技術面など詳細な計画が求められる。</p> <p>一方で、ごみの減量・リサイクル・資源化を考えた場合、地域によりゴミ分別や処理方法は諸種であり、広域化により一か所処理することは、ゴミ問題の解決策として真に妥当なのか。まずもって市民として、市や県と住民との協力によりごみの減量を進めていくことが何より大切であろうと考える。</p> <p>環境省等でも原則としているように家庭から出たごみ等の一般廃棄物の処理は「自区内」処理として全ての責任を負い、自己完結的な事業を行えるような支援も必要である。人口減少が進み、ゴミの減少はコロナ禍の影響以来、より進んでいる状況とみられる中で、効率的な事業となるよう公共事業も含め民間活力を活用したり、ごみ施設間の連携をしたりして経費の効率化を図っていくことも必要だと思う。</p>
13	<p>盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に反対します。</p>
14	<p>今回のごみ処理施設整備に関する環境評価については、やはり広域ごみ処理推進のためと思いますので反対です。</p> <p>3Rをみなで実践し、ゴミは減らすこと、又、災害の多い日本の未来のためにも、ゴミ処理は地域ごとにするのが大切と感じます。勇気をもって広域処理からの決別をお願いします。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 6 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
15	<p>意見 (仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対です。</p> <p>理由 住民と行政が共同して行う環境負荷の少ない真のごみ処理は3Rの徹底と分散立地、自区内処理です。 広域処理は、住民の意識を3Rから遠ざけ、焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけです。</p>
16	<p>意見 盛岡広域ごみ処理施設整備に反対します。</p> <p>理由 大型ごみ処理場となると有害物質や、さまざまな事が問題になります。 今まで通り、自区内処理を望みます。</p>
17	<p>意見 広域ごみ処理ありき!?? 反対です。</p> <p>理由 ●収集車からのCO2他排気ガス排出増加と、ごみ焼却処理による有害物質排出増加は、付近住民への環境負荷となるため。 ●ガソリン代高止まり、ごみ輸送費試算が甘くはないか... ●8市町の今後の人口動態を推測すると、大型ごみ処理施設が過度の設備となるのではないか... ●生ごみ堆肥化など具体的なごみ減量対策を地域ごとに取り組むなどできないだろうか...</p>
18	<p>一般廃棄物処理基本計画案のパブコメでは同案に賛成0であり出された多くの意見が3Rの徹底で可燃ごみの減量、資源化、再利用を求め、自区内処理や分散処理を求める見直しの意見でした。広域ごみ処理は相反する計画で反対する</p>
19	<p>同方法書案は1月にパブコメを行った一般廃棄物処理基本計画案が決定されていない中で進められており認められない。反対する</p>
20	<p>八市町広域ゴミ焼却施設の建設場所が盛岡インター付近に決まったことについて反対意見</p> <p>①地球温暖化の異常気象で風水害が多く発生し、雫石川のすぐそばに建設することはとても不安です。 そのことで市に質問しましたら「防災マップで安全な地域なので心配ない」との解答。盛岡インター付近は他の三ヶ所(クリーンセンター・都南工業団地付近・盛岡南インターチェンジ付近)に比べて概算事業費が安いから決定したと市は言いました。 もしも災害に対する安全策として予定外の工事費が出るとすれば市の選定の仕方が間違っていたこととなります。 最初の計画で安全を守れるか聞かせて下さい。</p> <p>②川のすぐそばということで、煙突からもれでる有害物質が川の水にふりそそぎます。川の水は田んぼや畑に使われています。とても心配です。 又、焼却炉を掃除した水はどこでどう処理されるのですか。教えて下さい。</p> <p>③身近で起きているゴミ廃棄物問題 ・柳泉園組合(一部事務組合)長期包括委託契約 大規模改修工事を過半が占める契約を長期包括委託契約と運転管理の委託契約と欺き2017年～15年間で133億円支出。偽った理由は、建設時は30年は耐久性があると説明。たった17年で基幹改修工事は、全く必要のない工事。野党もどこも批判せず柳泉園組合議会で承認。 ・久喜宮代衛生組合 日量168トンの焼却炉建設に、400億円以上を予定。従来では85億円。負債の返済額が年20億円 なぜこれほどのお金がかかる?市は返済に困っている ・豊橋市の場合 生ゴミだけを収集してメタン発電をしている。「生ゴミは宝」なそうです。年間でもかなりの収益があるそうです。 令和4年9月1日号 市の広報によると 盛岡市のゴミ処理経費一年間33億300万円と記載されています。広域消却炉をつくった場合盛岡市の年間返済額はいくらになりますか 広域ゴミをやることにより盛岡市としてやらなければならないこと、例えば学校給食などいろいろあると思いますが、優選すべきことがもっとあると思います。ごみに関しては市民の協力を得ながらゴミを減らし、地球環境にも盛岡市の財政にもプラスになるような選択をしていただきたいと思います。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 7 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
21	<p>意見 (仮称)盛岡広域ごみ処理施設事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対します。</p> <p>理由 広域ごみ処理は立地地域住民と地域に環境負荷を招くものであり日量400トンを超えるごみの焼却処理を行う事で有害物質の排出量は技術が進んだとしても看過できない環境負荷となることは明らかであり広域処理は住民の意識と3Rから遠ざけ焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけなので大反対です。</p>
22	<p>日本は災害が多く、今年始めの能登地震は、改めて日頃の生活を見直しました。広域化を進めようとしている皆さんにとっても、ゴミの処理は分散型が良いと思われたと思います。何よりもゴミを少なくすること、分別をしっかりと行う事。行政も分別に力を入れ、指導していただきたいと思います。</p>
23	<p>広域ゴミ処理は、立地地域住民と地域に環境負荷を招くものであり反対です。現クリーンセンターは1日に220tのごみ焼却をしており、稼働15年のCO₂など、有害物質の排出量は盛岡市の試算でも1000tにもなっているとのこと。広域処理では、1日400tを超えるごみの焼却処理を行うことで有害物質の排出量は技術がすすんだとしても、みずぐすことができません。</p> <p>私は3Rの徹底で、可燃ゴミの減量、資源化、再利用、自区内処理や分散処理がよろしいかと思っております。</p>
24	<p>環境影響評価方法書について、まず、盛岡市クリーンセンターの煙突から、有害物質がどれくらい出ているかを計算し把握してほしい。今までなかったところに大型の焼却場を立てるのだから、ゼロからどのくらいになるのかが、シュミレーションできるのではないか。焼却場に向かう車の台数も今より増えるのだから、車の排ガス、粉塵はプラスになることがわかりきっている。</p> <p>多額の費用をかけて調査し焼却場を建て、環境に影響が出ても、焼却場を稼働する限り対処できないと思う。大量のごみを1カ所で焼くことが環境に負荷をかけることにつながる。税金がもったいない。早く違う方法を考えるべきだ。</p>
25	<p>意見 …「(仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」については、広域のごみ処理を進めるものであり、対象となっている広域ごみ処理施設は、438トン/日の施設であり、求められているのは3Rの徹底で可燃ごみの減量、資源化、再利用、自区内処理や分散処理であり、この立場から明確に反対します。</p> <p>理由 そもそも、盛岡広域ごみ処理施設整備にかかる事業自体、住民の声や要望をまったく無視したものであり、それを基本とした環境影響評価自体問題です。</p> <p>広域のごみ処理は、立地地域住民と地域に環境負荷を及ぼすものであり、反対です。現クリーンセンターは日量で220トンのごみ焼却をしています。15年間の稼働でCO₂などの有害物質の排出量は盛岡市の試算でも1,000トンにもなっていると報告されています。あらためて日量で400トンを超える焼却処理では環境への負荷は増大することは明らかです。ごみ処理基本計画の見直し、大型焼却施設建設を根本から見直し、地域住民の声とゴミ減量化の取り組みなどを十分に反映した計画等とするよう強く求めます。</p>
26	<p>計画場所は、河川区域であり、水害に対する危険要因の抽出およびリスク評価、対策が記載されていない。こらが、破綻すると、下流域に甚大な環境負荷を与えるものと推察される。</p> <p>もし、御所ダムにより、コントロールされているとして、無視されているのであれば、方法書としては、欠陥と言える。緊急放流、放流システムの故障、テロ等、平常時及び緊急時の洪水被害想定を設定して、危険要因の抽出及びリスク評価を行うべきである。以上</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 8 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要																								
27	<p>盛岡市に計画されているごみ焼却施設に関して</p> <p>いままでは、ゴミの焼却場は厄介者として人口が集中している都心部から遠くに追いやって来た経緯があります。</p> <p>しかし、現在は排ガスの清浄度を上げる技術も成熟し管理・監視を持続することで安全を担保できる時代にあると理解しています。</p> <p>カーボンニュートラルに向けて、ゴミ焼却は地域にとってCO2排出量が増える要素と理解されがちですが、ヨーロッパの発想は違うようです、製造時にCO2排出量は一度計算されているので、ごみを焼却しても<u>ゼロカーボン燃料</u>として捉えています。(排出量のダブルカウントはしない原則)</p> <p>よって、今後ゼロカーボン燃料はととも貴重なエネルギー資源と捉えることができます。発電・熱供給可能な電熱併給型施設として捉え稼働率上げることは盛岡都心のCO2排出量の低下に繋がると理解しています。</p> <p>また、アイデアとして、ごみの焼却プランの半径Xm以内にエネルギー特区を設け、エネルギー単価は市場価格より安く設定し料金的に利用者を味方に付け、更にエネルギーを多く使用する需要家を集めることも期待できます。</p> <p>北海道の地域熱供給事業を見ると負荷率の低い暖房・給湯のみの熱供給プラントは夏の熱需要が軽減するため採算が取れなく閉鎖している事例があります。</p> <p>札幌駅近郊はデパート、ホテル、オフィスビルと暖房負荷、冷房負荷、給湯負荷、発電負荷が混ざり平準化した負荷が得られる為、経営収支も安定していると聞いています。</p> <p>盛岡市の場合に当てはめると、電気は搬送効率が良いので課題にはなりにくいのですが、温熱は搬送の熱ロスや配管類のライフサイクルコストを考えると半径Xm以内と条件をつけたくなります。ゴミ焼却プラントを中心に都市が広がっていくイメージが理想です。</p> <p>ごみの焼却問題でもう一つの課題は分別が進んだために焼却ゴミの単位発熱量が低下して化石燃料を燃焼促進剤として使用せざるを得ない事例も有ると聞いています。</p> <p>そこで、プラごはフィルムプラスチックと固形プラスチックに分けて、フィルムプラスチックは一般ゴミとして収集するアイデアがあります。</p> <p>又、フィルムプラスチックは風化しやすくマイクロプラスチック化に繋がっています、燃焼する事で軽減できる可能性を秘めています。</p> <p>よって、大いに検討の余地があると思います。</p> <p>以下参考資料として環境負荷比較</p> <table border="1" data-bbox="312 1496 1374 1939"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>フィルム状プラスチックごみ焼却</th> <th>化石燃料追加投入</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2排出量</td> <td>少ない</td> <td>多い</td> <td>フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td>少ない</td> <td>多い</td> <td>フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる</td> </tr> <tr> <td>大気汚染物質排出量</td> <td>多い</td> <td>少ない</td> <td>燃焼設備や燃焼条件によって異なる</td> </tr> <tr> <td>資源回収率</td> <td>低い</td> <td>高い</td> <td>フィルム状プラスチックごみの種類や回収方法によって異なる</td> </tr> <tr> <td>処理コスト</td> <td>安い</td> <td>高い</td> <td>処理方法や処理量によって異なる</td> </tr> </tbody> </table>	項目	フィルム状プラスチックごみ焼却	化石燃料追加投入	詳細	CO2排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる	温室効果ガス排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる	大気汚染物質排出量	多い	少ない	燃焼設備や燃焼条件によって異なる	資源回収率	低い	高い	フィルム状プラスチックごみの種類や回収方法によって異なる	処理コスト	安い	高い	処理方法や処理量によって異なる
項目	フィルム状プラスチックごみ焼却	化石燃料追加投入	詳細																						
CO2排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる																						
温室効果ガス排出量	少ない	多い	フィルム状プラスチックごみの種類や燃焼条件によって異なる																						
大気汚染物質排出量	多い	少ない	燃焼設備や燃焼条件によって異なる																						
資源回収率	低い	高い	フィルム状プラスチックごみの種類や回収方法によって異なる																						
処理コスト	安い	高い	処理方法や処理量によって異なる																						

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 9 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
28	<p>1, 2024年3月13日の岩手日報 岩手県北の欄に岩手町では全国で11番目に国からの補助金を利用して「プラごみの再商品化への生産」が2024年4月から始まる記事が載っていました。プラごみを溶融炉で燃やさないで、プラごみの再商品化を岩手町へ委託して下さい。</p> <p>2, 生ごみは岩手町の道の駅の産直レストランで生ごみを水とCO2に生分解する施設が設置されていて、生ごみを燃やすようなエネルギーや焼却堆積物がありません。</p> <p>3, 生ごみは各自治体で自区内処理で水とCO2に生分解して下さい。</p>
29	<p>意見 (仮称)盛岡広域ゴミ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ゴミ処理を進めるもので反対です。</p> <p>理由 住民と行政が共同して行う環境負荷の少ない真のゴミ処理は、3Rの徹底と分散立地、自区内処理です。広域処理は住民の意識を3Rから遠ざけ、焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけです。分別をしっかりやる。プラも再利用する。温暖化につながるCO2を減らす。子供らの未来のため地球を汚さない。環境問題に配慮した市側の指導的役割が求められている。</p>
30	<p>意見 ごみの処理は各自治体で行うこと、広域処理に反対です</p> <p>理由 広域ごみ処理は地域住民と地域に環境の変化をまねき悪化するもので反対です</p>
31	<p>「盛岡広域ごみ処理基本計画」案に対するパブリックコメントのすべてが見直しを求める意見であったのに、広域を前提にした環境影響評価方法書は市民の意見を無視したもので認められません。</p>
32	<p>「基本計画」案に寄せられたパブリックコメント360件すべてが見直しを求めるものがあったにもかかわらず、一極集中を前提にした環境評価方法書は受け入れられません。撤回して下さい。大きな災害が起きた時のことを考えて下さい。</p>
33	<p>意見 (仮称)盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対です。</p> <p>理由 住民と行政が共同して行なう環境負荷の少ない真のゴミ処理は3Rの徹底と分散立地、自区内処理です。 広域処理は、住民の意識を3Rから遠ざけ、焼却施設付近住民への環境負荷を強いるだけです。 絶対反対です!!</p>
34	<p>「盛岡広域ごみ処理施設事業に係る環境評価方法書」は広域ごみ処理をすすめることになり反対です。 地域は市のよびかけで「ごみの減量」「資源化」に努力してきました。広域化は、これに反するからです。まして異常気象や地震災害がつづくなかで、ことが起これば対応がむずかしくなります。 以上の理由で反対します。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 10 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
35	<p>施設を造ると地球温暖化に影響する。CO2排出を抑えるためには建設の方法や資材、運搬のほかエネルギーをどうするかも考慮するべきである。</p> <p>ゴミの焼却は時代遅れのゴミ処理方法だとする考えがある。それはリサイクル、再利用、再資源化が普及する今日、現存する多くの施設とは異なるものである。</p> <p>焼却施設を建設する場合、焼却熱を冷やす方法について影響調査をすることになる。焼却熱を、CO2や有害物質を出さないでエネルギーに変える方法がある。</p> <p>資料をつぶさに見たわけではないので、その方法が記載されているか、今、これを書いている時点ではわからない。</p> <p>施設建設を前提にするなら、「焼却熱から有害なものが出ず、エネルギーに変える」というやり方にしてほしい。</p> <p>施設を造る前にゴミの有効活用とそれによる減量に力をいれるべきである。</p> <p>生活する中でゴミ減量の方法はいろいろ思いつく。</p> <p>ゴミ減量の方法を一般から募集してはいかがですか。</p>
36	<p>ゴミを焼却した時の安全は100%保証できるか不安を感じます。又、焼却以外に方法はないのかもっと検討が必要と思います。別の場所をふくめて。</p>
37	<p>「ちょっと待て!!見て・聞いて・話(しゃべり)何じよするか!?!」 (環境防災・観光環境⇒として再検討を)</p> <p>環境防災の見知から、現状は方法書の内容では、説明不足であります。</p> <p>世界情勢・気象問題・等々で別世界になりました。なので8市町の生業を将来に禍根を残さない様に「勇気を出して、一旦立ち止まり分析評価」は如何でしょうか</p> <p>又、河川：雫石川・諸葛川・北上川・等に係る浸水地域指定も直近に位置します。</p> <p>他、道路渋滞・ゴミ不法投棄・等々。</p> <p>更に「NYタイムスによる盛岡市の紹介」他 観光環境評価も必要と思います。</p> <p>以上、2/20(火)説明会では、私の発言、録音されていると思います。</p> <p>加えて、観光環境評価も気になりましたので加筆しました。</p> <p>PS 内館市長に拝見/他をして頂ければ幸いです。宜しくお願いします。</p>
38	<p>以下の理由により、この評価方法には反対です。そもそも、広域ごみ処理についても、反対です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の広域集中化により、ごみ運搬車の走行距離が全体として長くなるため、排気ガスが多くなること、交通渋滞が発生すること、交通事故の増加が想定されること、など弊害が多すぎます。しかし、こうした懸念を払しょくするような評価項目がありません。 ・集中処理施設で自然災害が発生した場合など、ごみ処理が滞留する。また、事故・故障・停電など不測の事態が環境により発生するかどうかを考慮するような評価方法書になっていない。 ・リスク分散の考えがないことから、それを前提にしない評価方法書は、危険であり、集中処理は回避するべきです。つまりこの施設建設には反対です。 以上

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 11 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
39	<p>以下の点から、この方法書は重要な視点や項目をはずしており、地域住民の立場を考慮していないと判断されるため、<u>方法書に反対</u>であるとともに、<u>事業（処理施設の集約）そのものに反対</u>であります。</p> <p>1. 温室効果ガス対策について</p> <p>①施設からの排出のみを考慮しており、廃棄物運搬車両の走行総距離の増加による車両からの排出を考慮するものとなっていない。</p> <p>②さらに、運搬車両の集中により発生する可能性のある交通渋滞で増加するであろう、通過車両全体からの二酸化炭素排出も考慮する内容となっていない。</p> <p>③運搬車両の二酸化窒素、浮遊粒子のみ考慮していることは、明らかに恣意的である。</p> <p>④運搬車両の走行距離の増加により、当然に車両の燃料消費が増加し、環境負荷が大きいことは言うまでもない。</p> <p>2. 運搬車両の集中による影響について考慮する項目が明らかに限定的である。</p> <p>①渋滞予測の調査箇所が施設近隣の3か所だけというのは、あまりにも少ない。渋滞がさらに広範に発生することがない、という前提に立っている、と思われる。</p> <p>②運搬車両の増加による、交通事故の防止に向けた調査項目がない。とくに、運搬車両が通過するであろう路線には、小中高が多いため、この評価も必要である。運搬車両の通学時間帯と通学時間帯がずれることは想定されるが、午後の時間帯では、比較的重なることが予想される。交通安全は環境評価の項目ではない、という考え方があれば、あまりにも的外れである。</p> <p>3. 水質汚染にかかる評価を施設稼働後について考慮していない。施設稼働後の水質汚染について考慮しなくてよい前提であることは、方法書からは読み取れない。</p> <p>4. この方法書が想定する評価項目以外に考慮すべき項目が後日判明し、地域住民および地球環境に大きな影響があった場合は、その責任はだれがとるのかについても、言及すべきである。 以上</p>
40	<p>①大気質の調査に、西風時の最大風速を年間上位10入れ、(煙突高による最大降下地点が計算出来たら)盛岡市内の最大時の降下量を測定する。</p> <p>②騒音・振動の調査に、立地予定地から600メートル、及び2km地点における低周波測定を、他の生活音や電車音 等が比較的低い夜間(午前0時～午前2時頃)に実施する。</p> <p>(事由)</p> <p>①季節風が強い日や台風などで強風が吹く場合、飛散する煤塵などの盛岡市中心部への飛散が生活感覚として懸念される。強風時の飛散状況を把握する必要があり、盛岡市内に飛散する懸念が市民・周辺自治体住民から出ていることから、強風時の最大降下量を予測しておく必要がある。</p> <p>②焼却炉または溶融炉は、低周波音が発生する。それは、敷地内より600mから2km程度の離れた地点で体感されることが多い。又、高齢者が比較的によく低周波被害を受けやすい。多くの場合、高血圧や心臓疾患等を訴えても原因が低周波被害によるものだという知見が現在はないが、周辺に住宅地があること等から、事前に測定しておく必要がある。</p> <p>100ヘルツ以上の騒音については騒音規制法があるが、100ヘルツ以下の低周波音は参考となる「参照値」があるだけで法的規制がない。その為、症状を訴えても我慢せざるを得ない。危惧される喘息患者の増加とともに、低周波被害も視野に入れておくべきであり、事前対策も必要である。</p> <p>(方法書に対する基本的な考え方について)</p> <p>○環境影響評価は、法的範囲内の測定になっているが実態に即していなければ無意味な税金浪費になってしまう。生活感覚上、西風によるばい煙に含まれる物質が盛岡駅周辺に降下することが予測され、低周波被害も施設を建設してしまってからでは防止策は困難である。これらの事前測定を盛り込まずして環境影響評価を行うとしたらならば、実情に即しておらず、方法書そのものが無意味な儀礼的なものとなる。このことは環境影響評価技術審査会に必ず伝えてもらいたい。委託先の八千代エンジニアリングも最初から方法書に加えるべきである。</p> <p>○煙突高も決まっておらず、炉の種類も決まっていない、用地取得も実施されていない。このような中で、方法書が独り歩きしている。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 12 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
41	<p>広域ごみ処理はその地域住民に環境を大変悪くするもので、反対です。 もし石川のような災害（地震）が起きた場合の処理等も考えると、それぞれの地域に処理場があった方が良くと思います。</p>
42	<p>広域ごみ処理は、立地地域住民と地域に環境負荷を招くものであり、反対です。 有害物質の排出量は環境負荷も見過しできない。</p>
43	<p>8市町村からごみを運搬する広域ごみ処理反対です。 環境負荷の少ないごみ処理、3Rの徹底と分散立地・自区内処理を望みます。 気候危機による2050年カーボンニュートラルへの対応が求められている。</p>
44	<p>はじめに、この方法書は一般廃棄物処理基本計画への住民の見直し意見が反映されない中で提示されていることに住民無視の姿勢があり、反対する。前回（1月のパブコメ）でも反対意見を提出したつもりだったが、事務組合議会では反対0と報告をされたことに、大きな疑問を抱いた。どのように表明すれば、反対と受け取ってもらえたのだろうか。</p> <p>この方法書は、ごみ処理広域化を前提として全て提案されている。 広域自治体からのごみを一ヶ所の大型焼却場で処理することは、一部地域への環境負荷を増大させることになる。 一時様々な基準を守れているからと言って長期間にわたり蓄積される汚染物質がなくなる訳はない。 まして建設地域は元々道路事情により大気汚染も危惧されている。 そもそもの広域化計画を含めこの方法書には反対です。</p>
45	<p>盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので反対です。 気候危機による2050年カーボンニュートラルへの対応が求められている。8市町村からのごみを運搬することによる収集車からのCO2排出、異常気象による豪雨災害など河川氾濫や道路の寸断時などの運搬、災害による大量のごみが出た場合、東日本大震災や能登半島地震などに見られるなどの処理対応など一極集中の大型焼却施設では対応できないことは明らかです。</p>
46	<p>○現在、世界的にもゴミ減量で取り組んでいる中で、何でもかんでも1ヶ所で燃やすということは賛成できない ○気候変動による自然災害また地震の多い日本で1ヶ所だけがゴミ処理となると大変不便である ○8市町村が1ヶ所で燃やすこととなると大型トラックが行き交い交通事故なども予想される ○今まで通り各地域でゴミ処理されることを切に願う。</p>
47	<p>気候危機による2050年カーボンニュートラルへの対応が求められている。8市町村のゴミを運搬することによる収集車からのCO2排出、異常気象による災害も多く大量のゴミが出た時などの処理など一極集中の大型焼却施設では対応できないことは明らかです。 よって広域ごみ処理計画は、反対です。</p>
48	<p>私は現在進めているゴミ処理の計画案に反対で、少しだけ意見を述べます。 ゴミ処理の基本は可燃ゴミの減量、資源化、そして再利用をすることで、自区内での処理、分散しての処理～それ等を住民が理解し協力することにあると考えます。 パブコメでも賛成がなかったと聞いております。是非市民の声を大事にして推進してほしいものです。</p>
49	<p>意見 ごみ処理広域化には反対です。 理由 地球温暖化がすすむ中、なるべく環境負荷が少ないゴミ処理が望まれる。3Rの徹底と分散立地、自区内処理でゴミへの意識を高め、資源化率を進めていくことが必要だと思う。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 13 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
50	<p>意見 標記方法書は、ごみ処理広域化を進めるもので、反対です。</p> <p>理由 前回のパブリックコメントにも書きましたが、気候危機に直面している今、カーボンニュートラルへの対応が求められています。8市町のごみを運搬することによる収集車からのCO2排出、大型炉でどんどん燃やすことによる負荷は、いかに炉の性能がよくなったとはいえ心配です。 また災害が起こりやすくなっている時代、災害ごみの処理は一極集中の処理施設では難しいのではないかと。</p>
51	<p>意見 反対します。</p> <p>理由 ごみ処理施設の広域化はメリットがあるとは思われません。 今年の能登半島地震の様な災害時に出るゴミも盛岡1ヶ所で処理をしなければならなくなるのはデメリットです。 ゴミ処理の一貫性も保てるのか全く不安です。結論は自分で出すゴミは自区内処分すべきです。</p>
52	<p>意見 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書は、広域ごみ処理を進めるもので反対です。</p> <p>理由 気候危機による2025年カーボンニュートラルへの対応が求められている。8市町からのごみを運搬することによる収集車からのCO2排出、異常気象による豪雨災害など河川氾濫や道路の寸断時などの運搬、災害による大量のごみが出た場合（東日本大震災や能登半島地震などに見られる）などの処理対応など、一極集中の大型焼却施設では、応じることが困難であることが明らかです。 環境負荷の少ない真のごみ処理は、3Rの徹底です。住民と3Rを遠ざけることはやめてほしい。</p>
53	<p>意見 反対です</p> <p>理由 ごみはそれぞれ自分で少なくする等やらなければならないものです。 車を使って他の地まで持って行ってなんてすることではないのです。</p>
54	<p>意見 「反対」です</p> <p>理由 基本的に3Rの徹底で可燃ゴミの減量、資源化、再利用を求め自区内処理を今以上に徹底することを望みます。</p>
55	<p>環境影響評価方法書は広域ごみ処理を進めるもので、それは反対です。</p> <p>理由 広域処理では日量400tも超えるごみ可燃処理を行う有害物質の排出量は技術が進んだとしても看過できない。環境負荷となることは明らかであり、反対します。</p>
56	<p>広域ごみ処理焼却施設の建設にあたり、環境影響評価を行う方法であるが、前提となる、そもそも日量438tのゴミを8自治体から1ヶ所に集中させる根拠について示していないのはなぜか。20年以上に及ぶ計画推進に住民の合意が得られず、その間に建設費の予算は膨れ上がり、結果市民への負担が増えていることに再検討はないのか。</p> <p>さらに、明確となった計画地域が河川に隣接し、地盤が不安定であることとともに、万が一にも頻繁している地震や豪雨など大規模災害の際の流失等の安全確保はどう考えているのか。</p> <p>以上の点が明確に示されておらず、市民への徹底した経過説明の不備と合わせて、この大型ごみ焼却施設の強引な建設計画に反対である。</p>

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

表 14 環境影響評価方法書に対する住民等の意見概要

No.	意見の概要
57	もう一度見直してほしい。 少子化が進み人口が増えないなか将来盛岡市の負担が増えるようになるのでは？
58	広域ごみ処理は立地地域住民、近隣地域に環境、健康、人体に負荷を招くもので反対します。
59	意見 減量計画のないごみ処理広域化に反対です。(各市長村で行った方が良いと思います。) 理由 盛岡市であれば現在の場所で充分ではないかと思えます。(一度見学しました) 立派な焼却場と思い大切に使用する様に長持ちしてほしいです。
60	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書とはパブコメが意見提出手続きといわれていましたように同じことです。意見書も集約せず、原文を全て公表していただくようお願いします。 ・環境影響評価についての説明会は、大気質・気象調査地点の4候補地を含む地区で説明会を開催してください。太田地区、大館地区で行われていません。 ・これらの環境影響評価書は、考慮する項目が多く挙げられていますが、全てにおいて環境影響を予測するという視点が欠如しています。施設が定常的に動いてから測定するのは遅く、アセスメントとは言わないのではないのでしょうか。煙突の高さがどのような場合に、どの程度にどれくらいの影響があるかを市民にはっきり示してください。また、モデルを使用する場合はモデル名と境界条件も明らかにしてください。

注) 意見の概要は、原文のまま記載している。

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
1	事業計画	齊藤委員	2-1 (3)	令和14年度に稼働した際の、現存のごみ焼却施設の停止・稼働計画はどのように考えているのか説明いただきたい。	基本構想においては、圏域内にある既存のごみ焼却施設（6施設）は、本施設の稼働に伴い運転を停止し、稼働を停止する予定としています。その後、既存施設のうち2つの焼却施設は、本施設の稼働後に解体し、中継施設を整備します。 また、交付金の要件から、本施設の稼働後1年以内に焼却施設・中継施設に相応する施設の解体工事に着手が必要となります。 なお、その他の焼却施設の解体時期は、当該施設設置者の検討が必要となります。
2	事業計画	石川委員	2-9 (11)	図2.2-2 河川保全区域の意味と、実際どのような状態（何かを設置するのかなど）を想定されているのか教えてください。	河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、河川法により一定の制限を設けている区域のことであり、盛土・掘削等土地の形状変更や工作物の新設等について制限されています。 なお、改めて確認したところ、雫石川においては、河川保全区域の指定はありませんでしたので、準備書の際に記載を修正いたします。 また、盛岡市景観計画では、雫石川の土手から約30mの範囲が河川景観保全地域（雫石川）に指定されており、河川空間によって生じる視界の広がり確保のため、川に沿って立つ建築物などにより河川景観に圧迫感を与えないよう、形態意匠、高さなどの誘導を行っているものです。よって、本事業においては、同計画の趣旨を踏まえ、区域内には建築物等を配置しない予定としています。
3	事業計画	大西委員	2-16 (18)	余熱利用計画について具体的な計画は未定とのことだが、ゆびあすのような施設の場合、計画から建設まで時間がかかる。どのようなスケジュールで検討するのか。	組合で実施設計を行い図面発注して建設していくか、もしくは企画提案を受ける形で応募者を募集するなど、様々な進め方があり、それによりスケジュールは異なりますが、R14の本施設の稼働に併せて余熱利用施設を整備していくことで検討を進めています。
4	人口	大西委員	3-83 (107)	盛岡市と滝沢市人口の5年間の毎年の推移は（特にコロナ禍というイレギュラーもあり）意味が無い。30年程度の中・長期で5年間隔などの情報が必要。また、少なくともR22までの人口予測は、表2.2-2の根拠にもなるので必要。	第3章地域特性は、環境影響評価を行うにあたって、現況を把握のための基礎資料として、既存資料を基に整理しているものです。 なお、事業計画に記載した年間ごみ排出量の推移については、実績値とともに、将来の排出量については、R22までの将来人口（「盛岡市人口ビジョン」等）に示される推計値を基に算定）と、1人あたりのごみ排出量（ごみ削減施策を考慮）により求めたものです。
5	交通	石川委員	3-96 (120)	表3.2-10 主要な交通量について、ゴミの受け入れ時間（9:00～16:00）の時間帯だけの交通量も示して頂けると評価精度の向上につながると思いますが、記載は可能でしょうか。	表3.2-10では、出典とした「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」に示されている12時間交通量及び24時間交通量の結果を整理しております。 なお、準備書においては、方法書にお示ししている地点で自動車交通量の現地調査を実施し、結果のとりまとめにあたっては1時間毎の結果をお示しします。 さらに、廃棄物の運搬その他の車両の運行による影響予測では、ごみの受け入れ時間帯における交通量の使用も検討します。

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
6	事業区域	伊藤(歩)委員	3-146 (170)	対象事業実施区域は優れた自然の保全区分Aの範囲と重なっています。また、216頁以降の動植物に関する記載において、「評価の手法」には「調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、・・・」とあります。場所選定の際に保全区分Aへの配慮をどのように考えたのか、また、現段階で想定されている「環境保全措置」の具体的な内容について説明してください。	「保全区域A」とされる大きな要因は公表されておらず、明らかではありませんが、雫石川の河川敷に分布している「ヤナギ高木群落(Ⅳ)」や「ヤナギ低木群落(Ⅳ)」等植生自然度が比較的高い植物群落が確認されていることが「保全区域A」の大きな要因であると想定しています。なお、対象事業実施区域内には、やや湿潤な草本群落も確認されています。 本事業の実施により、「ヤナギ高木群落(Ⅳ)」や「ヤナギ低木群落(Ⅳ)」等植物群落は改変しないこと、雫石川への直接的な排水は行わないことから生息環境の変化は極めて小さいものと考えております。 また、対象事業実施区域内にある、やや湿潤な草本群落は、河川敷や対象事業実施区域周辺にも点在しており、今後実施していく現地調査及び調査結果を踏まえた予測により、本事業の実施により影響があるとされる重要種に対しては、重要種に応じて以下のような環境保全措置を講じるものと考えております。 なお、以下に示す環境保全措置は現時点で想定しているものであり、詳細は重要種の確認状況等に応じて今後検討していくとともに、必要に応じて有識者ヒアリングを実施することも想定しております。 ①重要種の生息環境及び生育場所は可能な限り改変しないよう努める。 ②対象事業実施区域及びその周辺の重要種の生息環境及び生育場所を保全する。 ③重要種(動物)の生息環境を整備する。 ④重要種(植物)の移植を行う。
7	事業区域	石川委員	3-146 (170)	実施区域は「優れた自然A」に分類されています。この場所を実施区域としても、重要な動植物の生息・生育環境の改変は避けられると考えられている根拠について教えてください。	質問No.6の見解にお示ししているとおり、「ヤナギ高木群落(Ⅳ)」や「ヤナギ低木群落(Ⅳ)」等の「保全区域A」の要因と想定される群落は、対象事業実施区域内には存在していません。やや湿潤な草本群落は、対象事業実施区域周辺にも点在していますが、本事業の実施により影響があるとされる重要種の生息・生育環境に対しても適切に環境保全措置を講じることから、事業における影響は小さくなるものと考えております。
8	事業区域	大西委員	3-146 (170)	そもそも、保全区分A のエリアを何故選定したのか。	整備予定地の選定に当たっては、自然環境保全の観点から、自然公園地域、自然環境保全地域などは除外することとして絞り込みを行いました。その過程で「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」では「盛岡市自然環境調査報告書(平成23年度まとめ)」の中で、優れた自然環境の区分として、雫石川下流地区(河川区域内)が高度保全地区(H)として指定されていますが、整備予定地はこれに該当しないことから、「県自然環境保全条例に基づく保全区分」は除外要件としていなかったものです。 なお、予定地選定の除外要件の設定に当たっては、学識経験者や住民代表、関係団体から選定した委員による検討を行っております。 また、整備予定地の選定時点(令和3年3月)での、岩手県自然環境保全指針における保全区分の状況については、県へ確認を行っているところです。
9	事業区域	齊藤委員	3-146 (170)	対象事業実施区域が保全区分「A」に該当しており、保全区分をどの程度考慮してこの区域を選定したか説明いただきたい。	同上

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
10	大気質	石川委員	5-6(198)、 5-7 (199)	表5.1-1(5)(6) 予測手法には大気拡散式より予測、と書いてありますが、予測の条件として廃棄物運搬車両の大きさやその台数が必要かと思いますが記述がありません。予測手法を用いる際の条件について教えてください。	廃棄物の運搬その他の車両の運行に伴う大気質の予測条件は、以下に示すとおりであり、準備書にはこれら条件についても記載いたします。 《予測条件》 ・交通条件（一般交通量：現地調査結果、廃棄物運搬車両台数、将来交通量） ・道路条件、排出源位置（現地調査結果） ・走行速度（現地調査結果） ・汚染物質排出量（マニュアル等から算出） ・気象条件（現地調査結果） ・バックグラウンド濃度（現地調査結果）
11	大気質	齊藤委員	5-7 (199)	二酸化窒素等の予測地点について、予測される最大着地濃度地点が沿道の現地調査地点と大きく異なる場合には、最大着地濃度地点も評価の対象に追加していただきたい。	ご指摘を踏まえ、二酸化窒素等の予測地点について、最大着地濃度地点が沿道の現地調査地点と大きく異なる場合には、最大着地濃度地点も評価の対象に追加することを検討いたします。
12	悪臭	齊藤委員	5-18 (210)	調査する2地点が図5.1-3に記されているが、p.210には調査当日の風上・風下とある。図の地点は、予定の地点（無風条件）という理解で良いか？また、悪臭は風下に流れていくため、予測については現地調査地点の他に現地風況（卓越風向）の風下方向にある近隣住宅付近についても評価していただきたい。	方法書に記載した調査地点は、既存資料から把握した風況を考慮のうえ、想定される地点を記載しております。 なお、準備書では、実際の調査日における風向等を踏まえて実施した調査地点での結果をお示しいたします。 また、近隣住宅付近の調査及び予測・予測評価についても今後検討してまいります。
13	騒音	永幡委員	3-17 (41)	表3.1-14によれば、平成30年度のみ梨木町及び大新町の夜間の一般環境騒音レベルが環境基準を超過しているようであるが、虫の鳴き声等の何らかの除外すべき音が要因となって環境基準値を上回っている可能性は考えられないだろうか。（今回の事業の本筋ではないので、あまり深追いする必要はなさそうな気はしますが、念のため。）	当該調査結果は、既存資料を基に整理したものととなりますので、環境基準値を上回った要因等の詳細については分かりかねますが、一般的に騒音調査を行う場合には、国等により定められたマニュアル等に基づき行われます。 当該マニュアルでは、ご指摘のとおり、測定値に影響を及ぼす一過性の騒音については、測定・評価の対象から除外することが一般的であるため、別の要因により環境基準を上回った可能性もあるかと思えます。
14	騒音	永幡委員	5-9 (201)	建設機械の稼働による騒音の予測には、音響学会の予測モデル（ASJ-CN-model 2007）は用いないのか？もし、用いる予定であれば、道路交通騒音予測の項の記述にあわせて、こちらでもモデル名を明示すべきである。用いないのであれば、用いない理由を明らかにしていただきたい。	建設機械の稼働による騒音の予測には、音響学会の予測モデル（ASJ-CN-model 2007）を使用いたします。準備書において、道路交通騒音予測の項の記述にあわせて、モデル名を記載いたします。
15	騒音	永幡委員	5-9 (201)	建設機械の稼働による騒音の評価に際し、騒音に係る規制基準との整合性を検討することはもちろん必要不可欠である。しかし、住居が近接することを考えれば、それだけでは不十分であり、近隣住民への影響を検討するため、最寄りの住居付近において、騒音に係る環境基準が満たされるのか、及び、 L_{A5} がどの程度になるのかについても検討が必要であると考えている。	建設機械の稼働に係る騒音の評価については、「①環境影響の回避・低減に係る評価」及び「②国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性に係る評価」の2つの観点から実施することとしており、②については「騒音規制法」に係る規制基準との整合性を評価することを考えております。 なお、ご指摘も踏まえ、①の評価を行う際、参考までに環境基準との整合性も検討したうえで、事業者として実行可能な範囲で環境配慮を検討してまいります。
16	騒音	永幡委員	5-10(202)、 5-12(204)	ASJ RTN-model は最新版としてmodel 2023の公開がアナウンスされているので、評価準備書作成の際は、model 2023を採用していただきたい。	ご指摘を踏まえ、準備書作成時に公表されている最新の予測モデルにより、予測評価を実施してまいります。

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
17	騒音	永幡委員	5-10(202)、 5-12(204)	資材又は機械の運搬に用いる車両、及び、供用時の車両の運行による騒音の影響を評価するにあたり、どちらも該当する車両の数が少ない時間帯がある可能性があり、騒音に係る環境基準の昼間の時間帯全体の値だけで評価をすると、住民にとっての影響という観点からは過小評価になる時間帯が出てくる可能性がある。そこで、事業にかかる車両が走行する時間帯について、例えば1時間ごとの等価騒音レベルと、その増分を示し、極端に影響が大きくなる時間帯がないことを示すべきである。	ご指摘を踏まえ、本事業に係る関係車両が走行する時間別の予測の実施も検討してまいります。
18	騒音	永幡委員	5-9(201)、 5-13(205)	p. 205に示された地図をみると、調査点AとDについては、建設機械の稼働による騒音と工事関係車両の運行による騒音、そして、施設の供用による騒音と供用時に運行される車両による騒音が重畳されると思われる。少なくともこれら2点については、複合影響を評価すべきである。	準備書では、方法書に記載したとおり、建設機械の稼働、工所用車両の走行、施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行、それぞれについて予測評価を行ってまいりますが、ご指摘を踏まえ、これらの複合影響の予測評価の実施についても検討してまいります。
19	水環境	伊藤(歩)委員	2-19 (21)	「1. 工事中の環境保全対策」の(3)において「工事の実施にあたっては、仮設沈砂池や土砂流出防止柵等を設置し、場外への土砂や濁水の流出防止に努める。」とありますが、雨水流出水(浸透しない濁水)は対象実施区域でどのように集水され、どこで沈砂池による処理を受け、その処理水はどのように区域外へ排出される計画なのか説明を加えてください。213頁の図 5.1-4 には示されていないようです。	工事中における雨水排水については、方法書に記載したとおり、対象事業実施区域内に仮設沈砂池等の濁水・土砂流出防止措置を実施した後、道路側溝等を経由して、整備予定地の北側を流れる荒川へ排水する計画です。 なお、詳細な処理計画については、今後検討を進め、準備書にてお示しいたします。
20	水環境	伊藤(歩)委員	2-20 (22)	「2. 供用時の環境保全対策」において図 2.2-2に雨水流出水用の調整池が示されていますが、その規模と算出根拠を示してください。「対象事業実施区域北東側の水路から公共用水域へ放流する。」とありますが、この水路は既に存在するのでしょうか。また、調整池からの排水はどのような流路を経て上記の水路へ流出する計画なのか説明を加えてください。	雨水流出水用の調整池の規模及び算出根拠については、現在検討中であり、今後策定する施設整備基本計画において概要をお示ししていきますが、詳細についてはプラントメーカー確定後に決定する予定でございます。 また、対象事業実施区域北東側の水路は、方法書p213 図5.1-4に水色の点線でお示ししております。なお、調整池からの排水流路については検討中でございます。
21	水環境	伊藤(歩)委員	3-110 (134)	表 3.2-12 下水道の整備人口とありますが、汚水処理人口でしょうか。そうであれば、その内訳(下水道、集落排水、浄化槽など)も示してください。	ご指摘を踏まえ、準備書では、汚水処理人口のほかその内訳(下水道、集落排水、浄化槽など)についても示してまいります。
22	水環境	大西委員	3-91 (115)	地下水の利用状況の利用状況において、「対象事業実施区域の周囲には、地下水を水源とする浄水場は存在しない。」としているが、この第3章においては図 3.2-5で示される範囲を周囲としている。ともすれば、表 3.2-8 浄水場の概要 で示したものは全て「周囲」に含まれ、それらは地下水を水源としている。そのため、この記載は全体的に恣意的なものを受け取られる。また、表 3.2-8 浄水場の概要は平成3年当時のものであり、中屋敷浄水場が稼働していたことは記載すべきである。さらに、第3章における「周囲」の範囲においては、浄水場以外にも市民に利用される湧水も現存しており、それらも記載していただきたい。	ご指摘いただいた文章の「周囲」については、対象事業実施区域の近隣を意図しておりましたが、ご指摘のような誤解を避けるため、準備書では「対象事業実施区域の周囲には、地下水を水源とする浄水場が存在するものの、対象事業実施区域内及び近隣には存在していない」といった表現にするなど、記載方法を工夫いたします。 また、表3.2-8の内容については、方法書作成時点(令和5年10月)における最新の既存資料である「令和5年度水質検査計画」(盛岡市)および「第3次滝沢市水道事業ビジョン」(滝沢市)の内容に基づき、令和5年に稼働している浄水施設の概要及び令和3年度実績値を整理しております。 なお、ご指摘を踏まえ準備書においては、浄水場以外に市民に利用されている湧水に関する記載を検討してまいります。

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
23	地形・地質	大河原委員	3-40 (64)	対象事業区域は、雫石川下流部にあたり未固結堆積物が広く分布しています。施設建設にあたり地盤強度など土地の安定性の評価方法について伺いたい。	令和5年度に地質調査を実施しております。 その結果、「液状化リスクはあまり高くないこと」、「軟弱層（N値4以下の粘性土、N値10～15程度の砂質土岩）はないこと」、「支持層の目安となるN値50以上の土層（砂質土、礫質土）は存在すること」を確認しています。 新施設の整備にあたっては、この地質調査結果を踏まえ、N値50を支持層にして杭を計画することや必要に応じて地盤改良するなど、本工事の設計建設を行うプラントメーカーからの提案を受ける形としております。
24	動物（鳥類）	前田委員	5-25 (217)	鳥類調査の回数は5回とされていますが、1回分に含まれる内容を教えてください（日数、ラインセンサスの繰り返し回数、ポイントセンサスの時間、回数など）。	鳥類調査の1季あたりの調査仕様は以下のとおり考えております。 ・任意観察法：他調査とあわせて実施する。 ・ラインセンサス法：1ルートあたり1回実施し、時速1～2km程度の速度でルートを1往復する。 ・ポイントセンサス法：1地点あたり1回、30分～1時間程度実施する。調査時間は早朝から遅くとも午前中までを基本とする。
25	動物（魚類底生生物）	伊藤（絹）委員	5-24(216)、 5-25(217)、 5-27(219)	調査地点4箇所を選定の根拠を教えてください。どのような点を考慮されたのでしょうか。 生物の調査だけではなく、物理的な環境についても調査項目に入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。	「環境省生物多様性センター 第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査GIS データ1/2.5万現存植生図」及び現地踏査を踏まえて、対象事業実施区域及びその周辺の環境を的確に把握することができる代表的な地点として、陸域の動物の調査地点については5箇所（t1～t5）を設定しました。※各地点の設定根拠は以下のとおりです。 《調査地点設定根拠》 t1：対象事業実施区域内の畑雑草群落を利用する動物相を把握する地点として設定 t2：対象事業実施区域外（西側）の畑雑草群落を利用する動物相を把握する地点として設定 t3：対象事業実施区域外（北側）の水田雑草群落を利用する動物相を把握する地点として設定 t4：対象事業実施区域外（北東側）の小河川・水田雑草群落及び排水先である荒川を利用する動物相を把握する地点として設定 t5：対象事業実施区域外（南側）の自然裸地（河畔林）といった特徴的な環境を利用する動物相を把握する地点として設定 また、水域（魚類、底生生物）の調査地点については、4箇所（w1～w4）を設定しました。※各地点の設定根拠は以下のとおりです。 《調査地点設定根拠》 w1：対象事業実施区域北東側に位置する荒川（上流側）を利用する水生生物相を把握する地点として設定 w2：工事中の排水の放流先である水路を利用する水生生物相を把握する地点として設定 w3：対象事業実施区域北東側に位置する荒川（下流側）を利用する水生生物相を把握する地点として設定 w4：対象事業実施区域南側に位置する雫石川の河道内湿地を利用する水生生物相を把握する地点として設定 なお、「物理的な環境」については、基礎的情報として、土地利用や地形の状況等の項目に加え、陸域については乾湿の程度、水生生物については工作物の有無、底質の状況等を生物調査とあわせて定性的に把握することを想定しております。

No.	項目	委員名	頁数	質問・意見	事業者回答
26	動植物	前田委員	5-25 (217)	動植物の前倒し調査を行なう予定はありますか。	猛禽類調査を令和6年3月より実施しております。調査結果については、方法書の審査会にて報告し、今後の猛禽類調査の対応についてご意見いただきたいと考えております。
再質問	〃	〃	〃	方法書には鳥類調査の記載はありますが、猛禽類調査をすることは書かれていません。どういった経緯で調査を始めたのでしょうか。	既存資料及び現地踏査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内に希少な猛禽類が営巣している可能性は低いと考えております。 また、方法書で記載した「鳥類調査」では、猛禽類も含めた鳥類相の生息状況を確認することとしておりますが、今後の現況調査において、対象事業実施区域内又は河川敷等近隣に希少猛禽類の生息が判明した場合には、より詳細な調査に時間を要することが見込まれ、事業スケジュールの遅延につながるおそれがあることから、これを回避するために、猛禽類の繁殖サイクルにあわせ、予備調査として実施したものです。 なお、現時点での調査状況については、審査会にてご説明させていただきます。
27	漁業	伊藤(絹)委員	3-93(117)、 3-94(118)	周辺に内水面漁業権設定河川が存在しています。漁協には説明されているでしょうか。また、漁協からの要望などは出されているでしょうか。	これまで、説明会等に参加いただいた住民で漁協関係の方がおり、意見交換を行っておりますが、雫石川漁業協同組合に対しては、直接説明は行ってないところです。また、特に要望書などは提出されていません。
28	人触れ	永幡委員	5-33(225)、 5-34(226)	事業予定地近辺のサイクリングロードは、サイクリングを楽しむ人にとって十分な「静けさ」が保たれるのか、評価が必要であると考えている。	人と自然との触れ合いの活動の場の予測・評価にあたっては、本事業の実施による騒音の影響についても踏まえてまいります。 なお、具体的には準備書段階において、「施設の稼働に係る騒音」の予測結果と法令の基準等を比較した評価結果を用いて検討してまいります。
29	その他	前田委員	-	盛岡広域ごみ処理施設検討委員会が出された意見や議論の内容についても、今後の審査会で情報提供するようお願いいたします。	承知いたしました。 なお、これまでに開催した「盛岡広域環境組合施設整備検討委員会」の資料や議事録については、当組合のホームページで公開しておりますが、今後も情報提供に努めてまいります。
30	その他	大西委員	-	平成、令和と年号をまたぐ記載が多いため、西暦を併記していただきたい	ご指摘を踏まえ、準備書においては、西暦の併記を検討してまいります。

【参考】関係課意見

No.	項目	関係課等	頁数	質問・意見	事業者見解
1	事業内容	資源循環推進課	2-10(12)～ 2-15(17)	災害廃棄物の処理を計画していることから、災害廃棄物の処理に適した前処理設備・保管設備等の設置の必要性を予め検討し、当該設備に係る騒音・振動・粉じん等の環境影響についても予測・評価すること。	アクセス手続きは、定常時における影響を調査・予測・評価するものと理解しており、災害廃棄物の処理に適した前処理設備・保管設備等の設置に関する予測・評価は行いませんが、準備書には事業計画の内容として記載できる事項があれば、記載する方針で考えております。
2	供用後の運搬車両	資源循環推進課	5-7 (199)	表5.1-1(6)等 施設稼働中の廃棄物運搬車両等の運行に係る影響については、周辺地域における渋滞発生の有無について検討した上で、当該結果も考慮し予測・評価すること。なお、渋滞の発生が予測される場合は、可能な限り回避するよう検討すること。	ご指摘を踏まえ、渋滞発生の有無について検討するとともに、廃棄物運搬車両等の走行に伴う影響があると予測された場合は、影響を低減するための環境保全措置を検討してまいります。
3	動物	自然保護課	全般	○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 予定されている場所では、環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な両性は虫類、淡水産貝類及び昆虫が過去に確認されています。 また、隣接する土地においては、環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な鳥類が確認されています。 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。	承知いたしました。 法令等に係る希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、必要に応じて有識者へのヒアリングを行い、適切な環境保全措置を検討してまいります。
4	動物	自然保護課	3-53 (77)	表3.1-34(1) 番号35に記載されているゴマシジミは、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物に指定されています。指定希少野生動植物を捕獲、採取等を行う場合は、同条例第13条に基づく知事の許可が必要になるので留意してください。 また、P3-61(85)表3.1-39(3) 番号131に記載されているナガボノワレモコウは、ゴマシジミの生息等に際し重要な植物であることから、ゴマシジミに係る調査、保全等の措置を検討する場合は、ナガボノワレモコウについても同様に調査、保全等を行うよう検討してください。	承知いたしました。 動植物調査は、鳥獣捕獲許可申請、特別採捕許可申請のほか、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例第13条に基づく知事の許可を得た上で実施してまいります。
5	自然環境保全関係法令等	自然保護課	3-144 (168)	○岩手県自然環境保全指針 事業予定地には、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分Aが含まれています。 事業実施にあつては、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、同指針で掲げる保全目標及び保全方向を考慮の上、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてください。	承知いたしました。 ご指摘を踏まえ、同指針の内容も踏まえて、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてまいります。
6	水環境	県民くらしの安全課	3-91(115)、 3-92(116)	対象事業実施区域の周囲には、地下水を水源とする専用水道施設（イオンモール盛岡）が存在するため、施行に当たっては、濁水の影響を及ぼさないように留意することが望ましいこと。	施行に当たっては、濁水の影響を及ぼさないように留意してまいります。
7	土地利用	森林整備課	3-87 (111)	「2 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画」に、「対象事業実施区域及びその周辺では、「国土利用計画法」（昭和49年6月 法律第92号）に基づく土地利用基本計画の農業地域及び森林地域が指定されている。」とありますが、対象事業実施区域に森林地域は含まれていません。	ご指摘のとおり、対象事業実施区域に森林地域は含まれていませんが、方法書では、p113の図3.2-3に示した範囲（文献資料調査範囲：対象事業実施区域周辺）内に存在する地域を記載しておりました。
8	土地利用	農業振興課	3-88 (112)	農地を転用する場合は、農地法に基づく手続き（所管：盛岡市）について、適切に行っていただくようお願いいたします。	承知いたしました。 農地を転用する場合は、農地法に基づく手続き（所管：盛岡市）について、適切に対応いたします。

No.	項目	関係課等	頁数	質問・意見	事業者見解
9	防災	砂防災害課	-	<p>事業実施の検討にあたっては、当該区域を管理している盛岡広域振興局土木部に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の有無を確認してください。</p> <p>砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、区域内の制限行為について、知事の許可が必要となります。</p> <p>この他、土砂災害特別警戒区域内の場合は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制があります。</p>	<p>方法書では、「いわてデジタルマップ」等の既存資料を確認のうえ、対象事業実施区域内に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の指定がないことを確認しております。</p> <p>なお、準備書作成時には、盛岡広域振興局土木部にも区域の有無を確認させていただきます。</p>
10	都市開発関係法令	都市計画課	-	<p>当該地に係る開発許可に関する事務及び権限は、盛岡市長にあります。開発行為についての疑義等がある場合には盛岡市都市整備部都市計画課に照会願います。</p>	<p>本事業は、今後、都市計画手続きも実施予定となっておりますので、盛岡市都市整備部都市計画課とも情報共有を行い、必要な手続きを実施してまいります。</p>
11	景観	都市計画課	-	<p>当該地に係る景観法第16条に基づく届出に係る事務及び権限は、盛岡市長にありますので、盛岡市の景観担当部署に確認願います。また設定した眺望点について支障ないか、盛岡市同担当部署に確認願います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、景観調査にあたっては、盛岡市の景観担当部署にも確認するよういたします。</p>
12	文化財	生涯学習文化財課	3-159 (183)	<p>事業地に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、面積が大きいことから未周知の遺跡が立地することも想定し、地元の盛岡市教育委員会と協議する必要がある。</p>	<p>本事業の実施にあたり、適切な時期に盛岡市教育委員会と協議を行い、関係法令に基づいた適切な対応を行ってまいります。</p>

（仮称）盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
岩手県環境影響評価条例技術審査会
猛禽類調査の結果報告書

※非公開

※非公開資料

※非公開

※非公開資料

※非公開

※非公開資料

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開資料

※非公開

※非公開

※非公開資料

※非公開

環境影響評価手続の実施状況等について

1 法及び条例に基づく環境影響評価手続の実施状況（令和6年2月末日現在）

	手続実施	手続中	手続終了	知事意見	配慮書	方法書	準備書
1. 道路	5	1	4	7		4	3
2. 河川	2	1	1	4		3	1
3. 鉄道							
4. 空港							
5. 発送電							
火力	4	1	3	4		3	1
風力※	37	32	5	62	29	20	13
太陽光	1	1		1		1	
その他※	3		3	8	2	3	3
6. 廃棄物	13	2	11	20		10	10
7. 公有水面							
8. 区画整理	1		1	2		1	1
9. 新住宅							
10. 新都市							
11. 流通団地							
12. 宅地造成							
13. レク施設	1		1	1		1	
14. 砂利採取							
15. 鉱物採掘	1		1	2		1	1
16. ばい煙							
17. 終末処理	2		2				
18. 畜産農業							
19. 建築物	15		15	4		2	2
20. その他							
合計	85	38	47	115	31	49	35

2 風力発電所の環境影響評価手続の実施状況（令和6年5月20日現在）

No.	事業名	実施場所	規模	区分	事業(手続)主体	配慮書	方法書	準備書	評価書	運転開始	備考
1	鹿角・上沼風力発電事業	秋田県鹿角	50,600	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス	2014年8月	2015年1月				
2	住田遠野風力発電事業(住田遠野ウインドファーム)	遠野、住田	99,750	法1種	合同会社グリーンパワー住田遠野	2014年10月	2015年2月	2016年5月	2020年3月	2023年5月	4200*27
3	葛巻ウインドファームプロジェクト	葛巻	110,400	法1種	三菱商事㈱	2015年7月	2015年12月	2016年8月			
4	折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業	九戸、一戸、葛巻	125,800	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年7月	2016年10月				
5	折爪岳南(Ⅰ期地区)風力発電事業	二戸、一戸、九戸	46,800	法1種	合同会社JRE折爪岳南1	2015年7月	2016年2月	2017年2月	2020年1月	2023年1月	接続容量44180kW 3600*13
6	ノソウケ峠風力発電事業	軽米、洋野	30,000	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年8月					
7	グリーンパワー稲庭田子風力発電事業	二戸、八幡平、青森県田子	94,500	法1種	合同会社グリーンパワー稲庭田子	2015年8月	2016年3月	2017年3月	2023年8月		
8	稲庭風力発電事業	二戸、八幡平	134,400	法1種	稲庭ウインド合同会社	2015年11月	2021年9月	2023年4月			
9	高森笹平風力発電事業	二戸	69,000	法1種	日立造船㈱	2016年7月					
10	稲庭岳風力発電事業	二戸	180,000	法1種	日立造船㈱	2016年9月					
11	洋野風力発電事業	洋野	128,000	法1種	洋野風力開発㈱	2016年10月	2017年3月	2022年8月			
12	田野畑風力発電事業	岩泉、田野畑、普代	90,000	法1種	日本風力開発㈱	2016年12月	2017年5月				
13	袖山高原ウインドファーム事業	久慈、葛巻、岩泉	150,000	法1種	エコ・パワー㈱	2016年12月					
14	SGET岩泉ウインドファーム	宮古、岩泉	46,000	法1種	SGET岩泉ウインドファーム合同会社	2017年1月	2017年7月	2019年12月	2021年10月		
15	八幡平風力発電事業	八幡平	200,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2017年2月					
16	岩手銀河(Ⅰ)及び(Ⅱ)ウインドファーム建設事業	一関、住田	72,000	法1種	エコロジー総合研究所㈱	2017年10月					
17	岩手洋野における風力発電事業(仮称)	洋野	30,600	法1種	SBエナジー㈱	2017年11月					
18	紫波・花巻風力発電事業	花巻、紫波	60,200	法1種	電源開発㈱	2017年12月					
19	釜石広域風力発電事業更新計画	釜石、遠野、大槌	42,900	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス	2018年5月	2019年1月	2021年1月	2023年11月		
20	折爪岳北風力発電事業	二戸、軽米、青森県南部	95,200	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2018年7月	2016年10月				
21	岩手久慈風力発電事業	久慈、軽米、九戸	75,000	法1種	東急不動産㈱	2021年11月	2022年11月				
22	西久慈風力発電事業	久慈、九戸、葛巻、軽米	439,200	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	2022年5月					
23	一戸・稲庭風力発電事業	二戸、一戸	219,600	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	2022年5月					
24	久慈山形風力発電事業	久慈	105,000	法1種	HSE㈱	2022年6月	2023年11月				
25	数川地区風力発電事業	盛岡、岩泉	140,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2022年8月	2023年3月				配慮書230MW
26	宮城気仙沼風力発電事業	宮城県気仙沼	43,000	法1種	東急不動産㈱	2022年9月	2023年3月				
27	岩手大船渡陸前高田風力発電事業	大船渡、陸前高田	110,000	法1種	東急不動産㈱	2022年10月					
28	小軽米風力発電事業	軽米、洋野	90,000	法1種	HSE㈱	2022年11月	2024年2月				
29	盛岡数川風力発電事業	盛岡	168,000	法1種	㈱レノバ	2022年12月					
30	高森高原風力発電事業	一戸	25,300	法1種	岩手県企業局		2013年3月	2015年2月	2015年10月	2018年1月	2300*11
31	住田ウインドファーム事業	住田、一関、陸前高田、奥州	165,000	法1種	エコ・パワー㈱		2013年3月				
32	岩手九戸風力発電事業	洋野、軽米	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		2023年3月				
33	姫神ウインドパーク事業	盛岡、岩手	18,000	法1種	エコ・パワー㈱			2012年7月	2015年10月	2019年4月	実施要綱アセス 2000*9
34	新高巻風力発電事業・葛巻風力発電事業(くずまき第一風力発電所)	葛巻、岩泉	67,000	法1種	電源開発㈱			2015年4月	2016年2月	2020年12月	2000*16 2100*6
35	釜石広域風力発電事業拡張計画	遠野、釜石、大槌	114,000	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス			2015年2月			
36	宮古岩泉風力発電事業	宮古、岩泉	199,500	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント			2015年7月			
37	盛岡築川風力発電事業	盛岡、宮古	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		2023年9月				
合計			37 事業			12	12	5	3	5	
			3,927,150 kW			1,728,600	1,072,000	688,300	183,400	256,850	
県内計			35 事業			12	10	5	3	5	
			3,787,150 kW			1,728,600	978,400	688,300	183,400	256,850	
			電力量 kWh(百万)			3,786	2,143	1,503	402	563	
			累計出力 kW			3,833,550	2,104,950	1,126,550	440,250	256,850	
			累計電力量 kWh(百万)			8,395	4,810	2,467	964	563	

※詳細は県ホームページ参照。なお、「電力量」は届出上の出力をもとに算定したもの。

(届出順)

※非公開